

「青梅市地域福祉総合計画」

第5期青梅市地域福祉計画

青梅市重層的支援体制整備事業実施計画

青梅市再犯防止推進計画

青梅市成年後見制度利用促進基本計画

第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画

第6期青梅市障害者計画、第7期青梅市障害福祉計画、第3期青梅市障害児福祉計画

〔総論 案〕

表記について統一・検討事項(覚書)

- 各計画の呼び方「本計画」では通用しない場面も出てくる
- 障害/障がい 表記の使い分け…国の法令、市の条例等のほか、固有名詞は「害」の字を使用。「障がい者」や「障がいのある人」など「ひと」を表現する場合は、「がい」とします。

あいせつから始めてみましょう。
地域の人とつながり、その輪が
大きくなります。

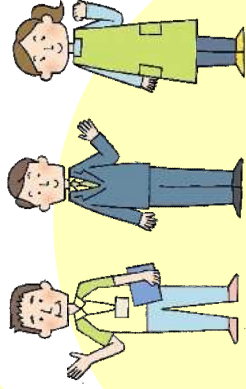


他人事も自分のこととして考えて、
声かけや見守りをしてみましょう。



地域には困っている人を助けるために
活動している人がたくさんいます。

もし、地域に困っている人、気になる人がいたら、
そのような人に伝えてくれるだけでも構いません。
自分一人で解決しようと思わなくても大丈夫です。



困っていることや地域で気になっていることが
あれば、身近な人に話してみましょう。



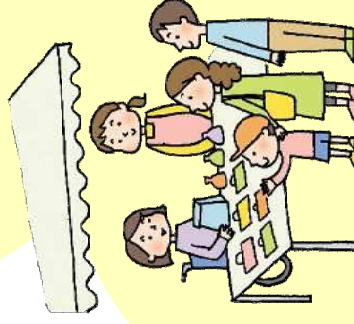
何かやってみたいという方は、
はじめの一歩を踏み出してみましょう。



地域で活動する様々な主体が連携し、困っている方
を支援することで、みんなが暮らしやすい地域づくりに
つながります。



地域にはたくさんの方が活動があり、
新たなつながりが生まれます。
ちょっとしたことで、誰かの手助けに
つながることもあります。



目次

第1編 総論.....	1
第1章 計画の策定に当たって.....	2
第2章 計画改定の考え方.....	7
第3章 データからみる市の現状.....	0
第4章 計画の全体像.....	3
第5章 計画の進行管理.....	5
第2編 地域福祉計画.....	7
第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	8
第2章 計画の基本的な考え方と施策体系.....	26
第3章 取組内容.....	27
第4章 取組事例.....	45
第3編 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画.....	46
第1章 高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題.....	47
第2章 計画の基本的な考え方と施策体系.....	47
第3章 取組内容.....	47
第4章 介護保険サービスの事業量見込みと介護保険料の設定.....	47
第4編 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画.....	48
第1章 障害者・児福祉を取り巻く現状と課題.....	49
第2章 計画の基本的な考え方と施策体系.....	49
第3章 取組内容.....	49
第4章 障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み.....	49
資料編.....	49

21
口
报
报

21
口
报
报

第1編 總論

第一口報知

第一口報知

音声 第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景・趣旨

本市では、平成16年3月に青梅市地域福祉計画を策定し、その後の社会潮流や新たな制度、法律等への対応を含め、改定を重ねながら地域福祉の推進に取り組んでいます。

この間の我が国における福祉制度・政策は、こども・障がい者・高齢者などといった対象者の属性や、虐待・生活困窮といったリスクごとに制度を設け、支援体制の構築を進めてきました。

一方で、いわゆる「8050」やダブルケア、ヤングケアラーなど、個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースや、既存の制度の対象となりにくいケースが明らかとなっています。

このような状況を踏まえ、国では、全ての人が住み慣れた地域で暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことのできる「地域共生社会」を実現するため、令和2年に社会福祉法を改正し、包括的支援体制の構築の取組の一つとして、重層的支援体制整備事業を進めることとしました。

本市では、平成31年に第4期青梅市地域福祉計画を策定したのち、地域福祉コーナーの配置や既存の連携体制強化による相談支援の充実等に取り組むとともに、令和3年から重層的支援体制整備事業への移行準備を開始しました。

このようななか、地域福祉の推進に関する計画である第4期青梅市地域福祉計画および分野別の福祉計画である第8期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画、第5期青梅市障害者計画、第6期青梅市障害福祉計画、第2期青梅市障害児福祉計画が令和5年度をもって計画期間満了を迎えることから、これらを合本し総合的な計画として策定するとともに、新たに重層的支援体制整備事業実施計画、青梅市再知防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画を加え、本市の地域福祉の一層の推進に向けて本計画を策定するものです。

音声コード

《国の主な動向》

「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」

公布

平成28年に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する」こととされました。

この地域共生社会の実現を目指し、平成28年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を立ち上げたほか、平成29年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正（平成30年4月施行）され、地域福祉計画の策定が市町村の努力義務とされました（第107条）。また、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」（第107条第1項第1号）や「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」（第106条の3第1項各号）が、計画に盛り込むべき事項として定められたほか、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。

さらに、令和2年6月公布の「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会実現に向けた包括的支援体制の構築の取組の一つとして、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱とする「重層的支援体制」の整備が行政に対して求められています。

（参考）社会福祉法

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備

「孤独・孤立対策の重点計画」策定

「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）にもとづき、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめた「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました（令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定）。この計画は、毎年度を基本としつつ必要に応じて、計画全般の見直しの検討を行うこととなっており、現在、令和4年12月に改定された計画にもとづき取り組まれています。

新型コロナウイルス感染症拡大による生活環境等の変化（令和2年～）

令和2年以降、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大（以下「コロナ禍」という。）し、市民生活や行政活動などに大きな影響を与えました。これらの生活環境等の変化や社会的な混乱は、地域住民が抱える生活課題をより一層顕在化しました。

国「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和4年）

平成28年に成年後見制度利用促進についての基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）が施行され、その後、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。同法では、市町村計画の策定を努力義務としているほか、国の基本計画では市町村の役割として、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた中核機関の設置等を求めています。

（参考）成年後見制度の利用の促進に関する法律

（市町村の講ずる措置）

第四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

二 略

国「第二次再犯防止推進計画」（令和5年）

平成28年に再犯防止等の推進についての基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、その後、平成29年に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。同法では、市町村計画の策定を努力義務としているほか、国の計画では市町村の役割として、身近な基礎自治体としての適切なサービス提供、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくり等を求めています。

（参考）再犯の防止等の推進に関する法律

（地方再犯防止推進計画）

第八条

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

二 略

こども基本法の成立、こども家庭庁の設置（令和5年4月1日）

日本が平成6（1994）年に批准したこどもの権利条約に対応するための国内法としてこども基本法が成立（令和5年4月1日公布）しました。心身の発達過程にある人を「こども」と定義し、権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律となっています。

また、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現を目的に、内閣府の外局として、こども家庭庁を令和5年4月1日に設立しました。

認知症基本法成立（令和5年6月）

全国的に認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症施策に関する基本理念を定め、総合的かつ計画的に認知症施策を推進するための法律として成立しました。

国に対策の基本計画策定を義務づけ、自治体には地域事情に応じた市町村認知症対策推進計画の策定が努力義務となっています。

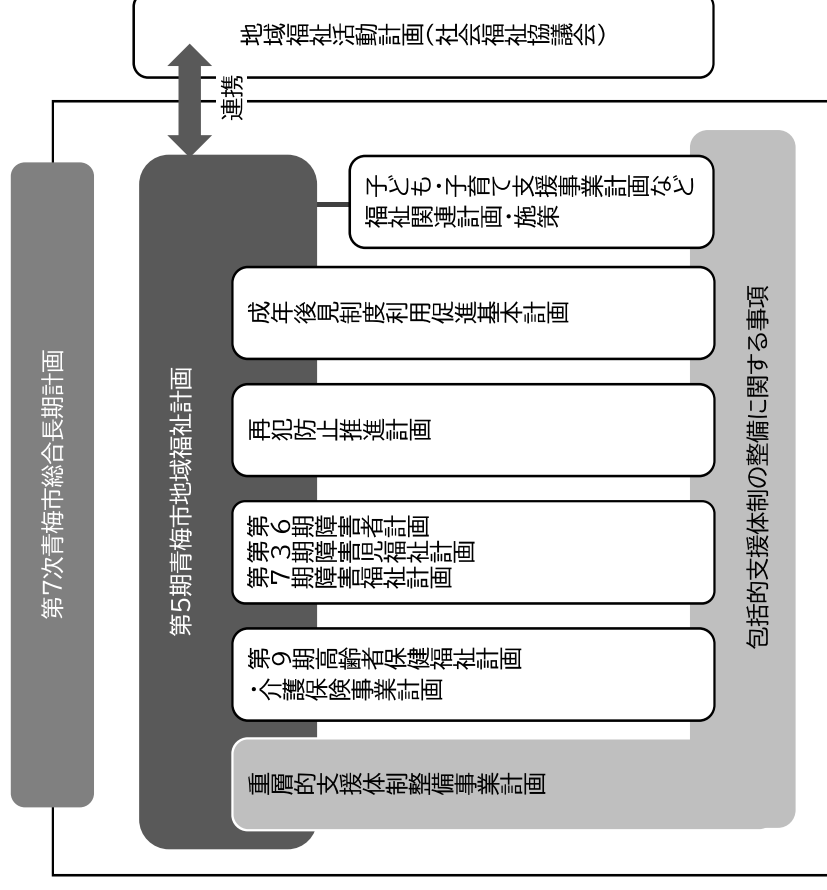
音 2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

- 社会福祉法第 107 条の規定にもとづく「市町村地域福祉計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定する「地方再犯防止推進計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に規定する「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 老人福祉法第 20 条の 81 の規定にもとづく「市町村老人福祉計画」
- 介護保険法第 117 条 2 の規定にもとづく「市町村介護保険事業計画」
- 障害者基本法第 11 条 3 の規定にもとづく「市町村障害者計画」
- 障害者総合支援法第 88 条にもとづく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 にもとづく「市町村障害児福祉計画」

(2) 市政における位置づけ

- 本市の最上位計画であり、目指すべきまちの将来像と基本理念を定める青梅市総合長期計画との整合を図ります。
- 高齢者計画、障害者計画等、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画を上位計画とし、整合を図ります。
- 子ども・子育て支援事業計画等の福祉関連計画・施策を横断的につなぐものです。
- 社会福祉協議会「地域福祉活動計画」との連携を図ります。



3 計画期間

各計画の期間は以下のとおりです。なお、変化する社会情勢や関連する諸計画との整合性から、必要に応じて見直しをすることとします。

- 地域福祉計画等：令和6年度から令和11年度までの6か年（令和8年に中間見直しを行います）
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画：令和6年度から令和8年度までの3か年
- 障害者計画：令和6年度から令和8年度までの3か年
- 障害福祉計画・障害児福祉計画：令和6年度から令和8年度までの3か年

	令和5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)
総合長期計画							
地域福祉計画 (重層的支援体制整備事業実施計画・ 青梅市再犯防止推進計画・成年後見 制度利用促進基本計画)							
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画							
障害者計画							
障害福祉計画 障害児福祉計画							

第7次

第5期

第9期

第6期

第7期・第3期

4 計画策定の体制

(1) アンケート調査実施概要

計画	調査対象	調査期間	回答数	調査方法
地域福祉計画 等	18歳以上の市民 1,000人(無作為抽 出)	令和5年5月12日 (金)～5月29日(月) (6月1日到着分までを 反映)	362件	郵送配布・郵送または web 回答
高齢者保健福 祉計画 介護保険事業 計画	65歳以上の市内在住 者(施設入所者および 介護認定要介護1から 5までの被保険者を除 く) 要支援・要介護認定を 受けている方で、更新 申請・区分変更申請で 認定調査を受けた在 宅の方		2,577件	郵送による配布・回収
	市内の介護サービス 事業所および施設		419件	対象者のうち、自宅訪 問により聞き取りに協 力いただけた方を対象 にアンケート調査(回収 は郵送)
			134件	電子メール、電子申請 システムおよび郵送に よるアンケート調査
障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計 画	身体障害者手帳、愛の 手帳(療育手帳)、精神 障害者保健福祉手帳、 難病医療費助成受給 者証をお持ちの方(無 作為抽出)	令和5年5月12日 (金)～5月29日(月)	914件	郵送による配布・回収

音声2) 各種会議、委員会

計画	会議名	開催数 (予定)
地域福祉計画(重層的支援体制整備事業実施計画・再発防止推進計画を含む)	地域共生社会推進会議	全5回
	包括的支援体制整備等庁内検討委員会	全3回
	地域福祉計画部会	全3回
高齢者保健福祉計画	介護保険運営委員会	全5回
介護保険事業計画	介護保険事業計画等策定部会	全3回
	庁内検討委員会	
障害者計画	障害者自立支援協議会	全3回(計画に関する報告事項の数)
障害福祉計画	障害者計画検討委員会	全5回
障害児福祉計画	青梅市成年後見制度利用促進審議会	全3回
成年後見精度利用促進計画		

(3) パブリックコメント

令和5年12月15日～12月28日 ●件

第2章 計画改定の考え方

1 福祉共通理念

多様性を認め合い、

みんなが健やかに暮らせるまち

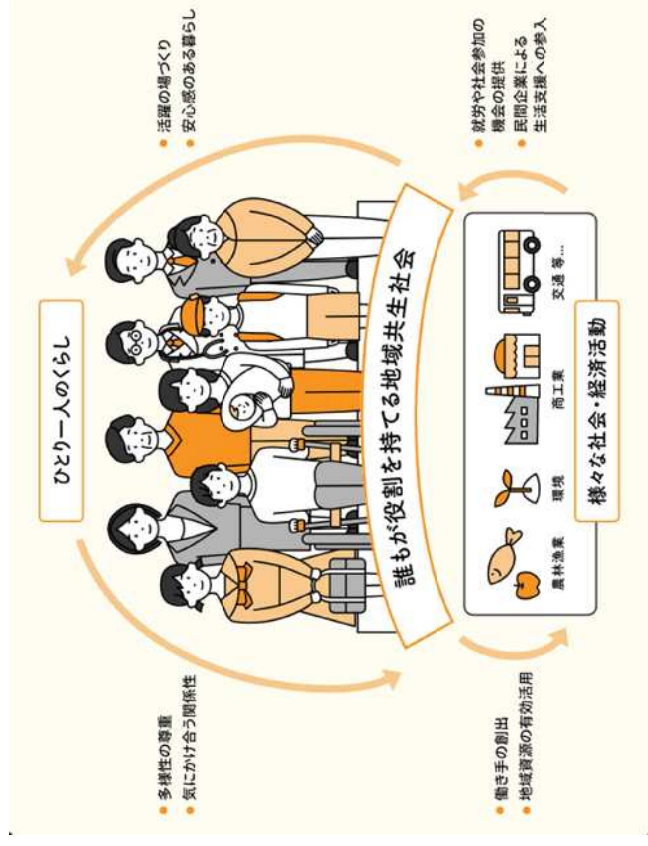
最上位計画である「第7次青梅市総合長期計画」では、青梅の人々が、青梅を楽しみながら健やかに安心して暮らすことを目指し、「あそぼうよ！青梅」の姿勢を基本に、次の3つの基本理念を掲げています。

- 豊かな自然と都市機能が調和した持続可能なまち
- 多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち
- 歴史と文化を継承し、人も産業も育むまち

このうち、「多様性を認め合い、みんなが健やかに暮らせるまち」を本計画共通の理念として定め、全ての人が尊重し合い、一人ひとりが元気に活躍できる、地域共生社会の実現を目指します。

※地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

音 2 地域福祉とは

「福祉」とは本来、高齢者福祉、障がい者福祉および児童福祉などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」や「一部の困っている人に対する支援」だけではなく、全ての人に等しくもたらされるべき「しあわせ」のことであり、誰もが安心して暮らせる幸せな生活を推進していくことをいいます。

近年の社会情勢を見ると、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変化等により、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、福祉に対するニーズは複雑化・多様化しています。

一人ひとりの福祉ニーズに対応し、幸せな生活を実現していくため、行政等による公的なサービスと、市民による支え合いやボランティア等の活動が協働しながら協働する福祉が、地域福祉です。

3 本市が取り組む重層的支援体制整備事業

令和2年に成立した「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（改正社会福祉法等）において、地域による包括的な支援体制を構築するための新しい事業として、重層的支援体制整備事業が創設されました。

この事業は、既存制度の事業を含めた「属性を問わない包括的相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」という3つの支援を市町村が一体的に実施するものです。

青梅市の重層的支援体制整備事業の特徴は右のとおりです。

重層的支援体制整備事業の概要（厚生労働省資料より）



※I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ、支援の効果が向上する。
 (1) 相談のニーズにも対応し、相談者の適切な支援につながることで、相談支援が効果的に機能する。
 (2) 地域づくりが進み、地域で人々とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる。
 (3) 災害時の円滑な対応もつなげる。

事業名	方向性
① 包括的相談支援事業	11か所の各市民センターに福祉総合相談窓口を設置し、地域福祉コーディネーターを配置し、身近な福祉相談に応じるとともに、複雑化・複合化した相談にも包括的に対応します。
② 参加支援事業	地域福祉コーディネーターが中心となり、既存の事業では対応できない当事者・世帯の個別ニーズに対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながりがづくりに向けた支援を行います。
③ 地域づくり事業	既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の設置整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。
④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	地域福祉コーディネーターが中心となり、複雑化・複合化した課題を抱え、必要な支援が届いていない人へのアウトリーチを行います。
⑤ 多機関協働事業	地域福祉コーディネーターや青梅市相談支援包括化推進員が中心となり、支援関係機関等からつながられた、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。
⑥ 支援プランの作成	地域福祉コーディネーターが中心となり、多機関協働事業における支援プランの作成を行います。
事業の推進体制	市民や学識経験者等を委員とする青梅市地域共生社会推進会議や青梅市包括的支援体制整備庁内検討委員会などを通じて進捗状況の確認・検証を行います。

音声コード



地域福祉コーディネーター
地域福祉を支援するため、専門的な対応が必要な事例の対応、ネットワークづくり、地域に必要な資源開発を行う。

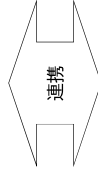
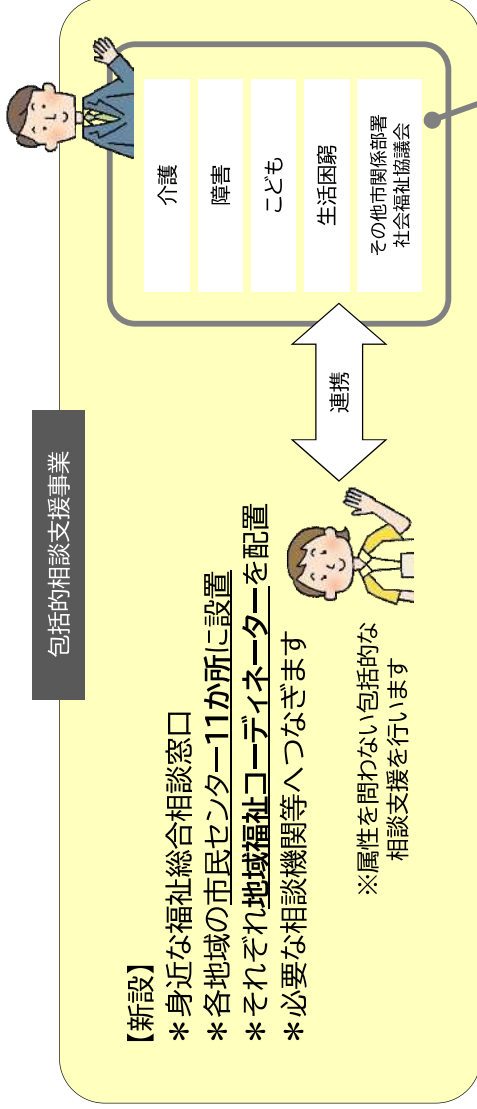
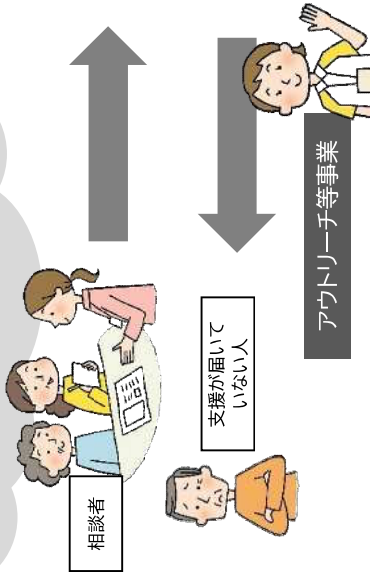


青梅市相談支援包括化推進員
複雑化・複合化している地域住民が抱える課題を解決するため、地域福祉コーディネーターとともに各相談支援機関と連携し、必要な支援をコーディネートする。

青梅市における包括的な福祉相談支援体制

【現状】

- *どこに相談していいかわからない
- *市役所は遠い、行きづらい



複雑化・複合化した課題を抱えた相談

多機関協働事業等

民生委員・児童委員	立川児童相談所
西多摩保健所	警察
小学校・中学校	幼稚園・保育所
社会福祉事業者	公共職業安定所
病院	保護司
	NPO法人等



分野	主な相談機関
介護	・地域包括支援センター
障害	・障がい者サポートセンター ・障がい者福祉課窓口
こども	・子育て支援センター「はぐはぐ」 ・こども家庭センター
生活困難	・地域福祉課(生活自立支援)窓口

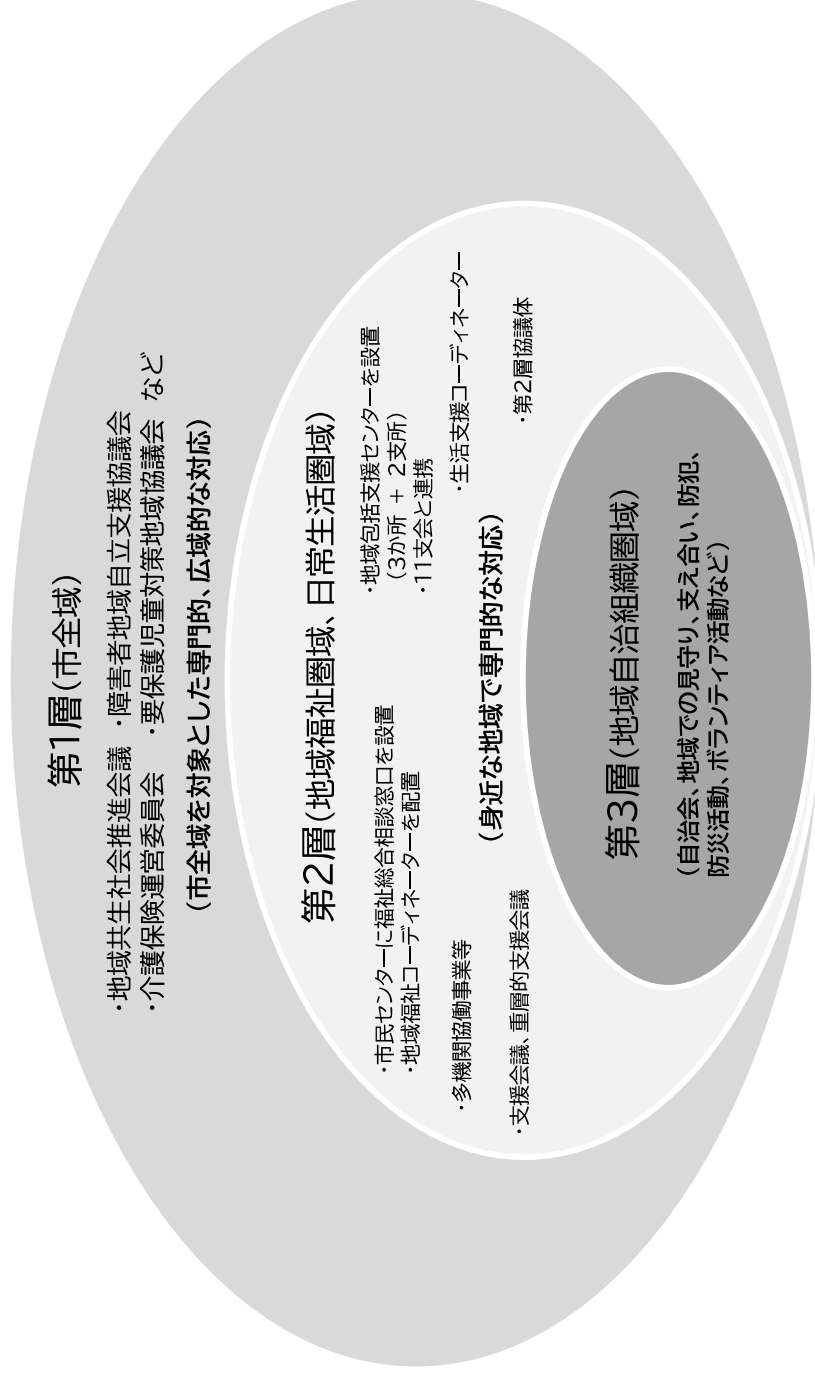
音声コード

4 圏域の考え方

地域福祉の推進には、地域住民や地域の多様な主体が、分野や世代を超えて共に参加・協力し、保険・医療・福祉関係者等の各分野と連携するとともに、地域の社会資源も生かしながら、問題の発見・解決を図ることが必要です。

地域には、異なるレベルの圏域が重層的に重なり合っていますが、青梅市においては、3層からなる圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能、体制を整備しています。

青梅市における圏域の考え方



第3章 データからみる市の現状

1 地域特性

本市は、都心から西へ40～60km圏にあり、中央部に鉄道が走っており、都心へのアクセスがとても良好です。また、首都圏中央連絡自動車道(圏央道)が通り、青梅インターチェンジが設置されており、他県との行き来において利便性が高くなっています。

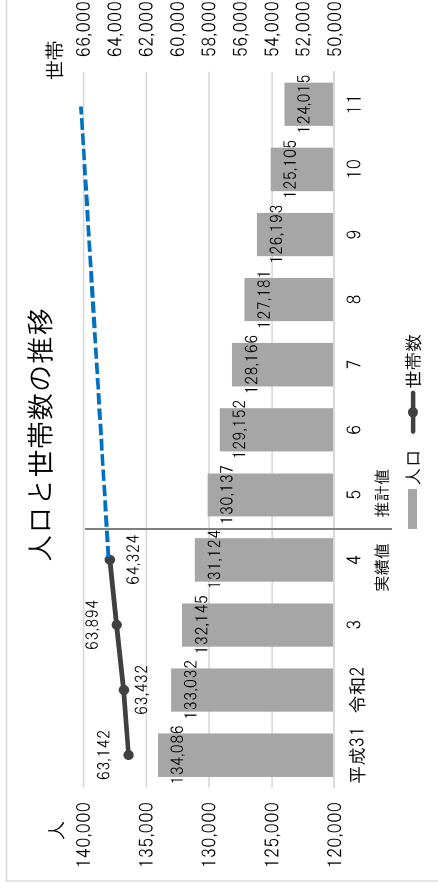
また、面積の6割以上を森林が占め、その間を東西に多摩川が貫いています。古くから霊山として崇められ、多くの野鳥や植物が生息する御岳山や、カヌーをはじめアウトドアの拠点として親しまれ、名水百選にも選定されている御岳溪流をはじめ、先人から受け継がれた美しい自然を有しています。

2 人口・世帯の状況

(1) 人口と世帯の推移

本市の総人口は年々減少傾向となっています。令和4年時点は131,124人となっており、地域福祉計画の計画最終年度である令和11年には124,015人となる見込みです。

一方、世帯数は年々増加傾向にあります。国勢調査の家族類型別にみると、平成27年から5年間で単身世帯が約3,000世帯増加しており、特に高齢単身世帯は約2,000世帯の増加となっています。



注：外国人を含む
実績値資料：青梅市の統計(各年1月1日現在)
推計値資料：青梅市独自推計

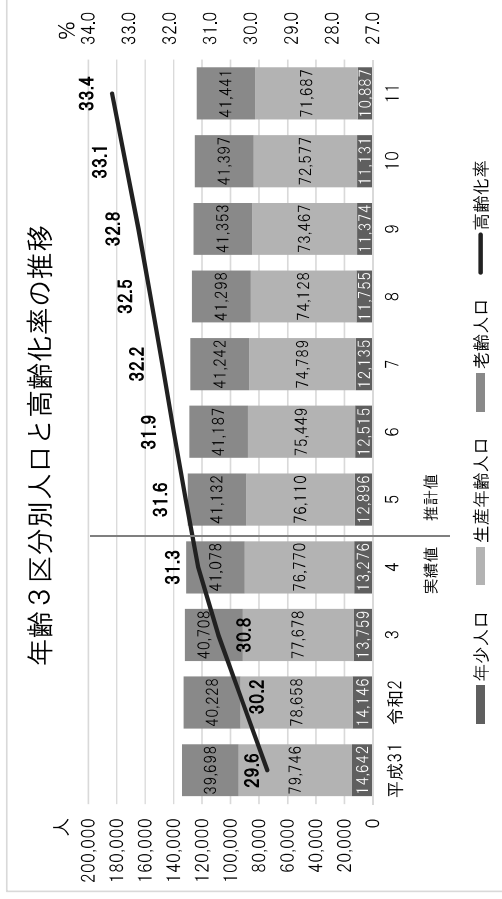
家族類型別一般世帯数の推移

年	親族のみ世帯		非親族世帯	単身世帯	〈再掲〉	
	総数	うち核家族世帯			高齢単身世帯	高齢夫婦世帯
平成27年	54,196 (割合) 100%	37,469 69.1%	557 1.0%	16,166 29.8%	5,561 10.3%	6,894 12.7%
令和2年	56,354 (割合) 100%	36,486 64.7%	715 1.3%	19,099 33.9%	7,412 13.2%	7,825 13.9%

注：総世帯数は不詳を含む
資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口と高齢化率の推移

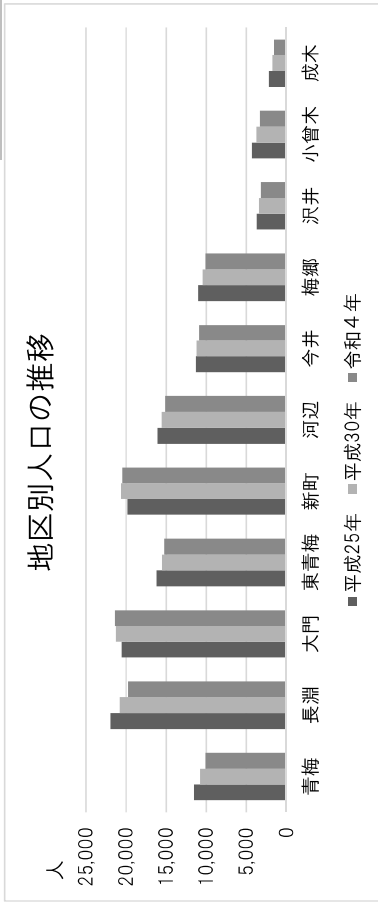
年齢3区分別人口をみると、過去10年間で生産年齢人口および年少人口は年々減少しています。一方で高齢人口は年々増加しており、高齢化率は令和4年1月1日時点で31.3%となっています。また、地域福祉計画の計画最終年度となる令和11年には33.4%となる見込みです。



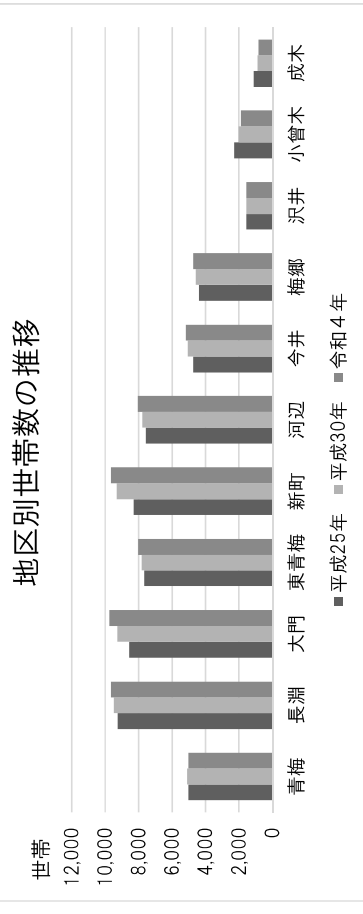
実績値資料：青梅市の統計(各年1月1日現在)
推計値資料：青梅市独自推計

(3) 地区別人口・世帯数の推移

地区別に人口の推移をみると、大門地区、新町地区では過去10年間で人口が増加しています。また、青梅地区、小曾木地区、成木地区では人口・世帯ともに減少しています。



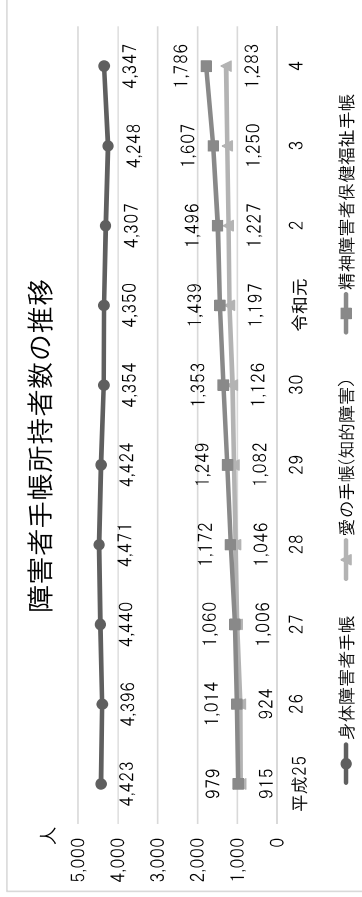
資料：青梅市の統計(各年1月1日現在)



資料：青梅市の統計(各年1月1日現在)

音声④ 障害者手帳所持者数の推移

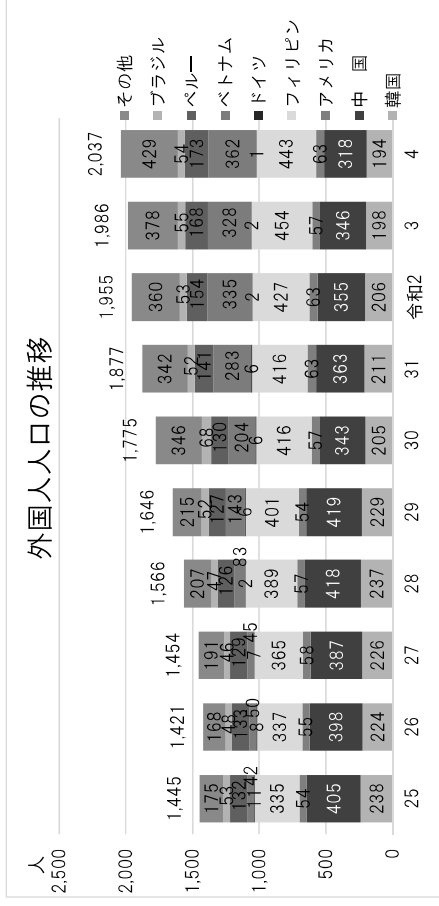
身体障害は平成28年度をピークに減少傾向、知的障害、精神障害は年々増加傾向にあります。特に精神障害が増加しています。



資料：青梅市行政報告書(各年度末時点)

(5) 青梅市における外国人人口の推移

外国人人口は年々増加傾向にあります。国籍・地域別にみると、これまで外国人人口の多くを占めていた中国が減少傾向にあり、年々増加しているフィリピンが最も多くなっています(令和4年)。またベトナムが過去5年間で急速に増加しています。



注：国籍・地域は、東京都の統計における国籍・地域を参考にしつつ特に人口の多い国籍・地域を記載している。

：平成29年以前の韓国は、朝鮮を含む。

：平成29年以前の中国は、台湾を含む。

資料：東京都の統計「外国人人口」(各年1月1日現在)

第4章 計画の全体像

1 第5期青梅市地域福祉計画施策体系

基本目標	基本方針	基本施策
顔見知りの関係づくり	(1)福祉意識の醸成	<ul style="list-style-type: none"> ● 人権教育の推進 ● 福祉教育の推進
	(2)地域の居場所・活躍の場づくり	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域における交流機会の創出 ● 当事者・家族同士の交流支援 ● 社会参加に向けた支援
	(3)見守り・防犯体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 見守りネットワークの充実 ● 防犯対策の推進
	(4)快適なまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉のまちづくりの推進
多様な主体による支え合い活動の推進	(1)地域福祉活動の担い手となる人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動者・ボランティアの育成
	(2)ボランティア等の社会福祉活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 活動継続に向けた支援 ● 社会福祉法人との連携強化
	(3)防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害時に備えた連携体制の構築
包括的な支援体制の整備・強化	(1)包括的な相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 相談支援・コーディネート機能の充実 ● 相談窓口の強化
	(2)複合化した地域課題を解決するための体制づくり 【青梅市再犯防止推進計画】	<ul style="list-style-type: none"> ● 分野横断的な連携体制の構築 ● 複合課題や制度の狭間への対応
	(3)サービス提供事業者への支援等	<ul style="list-style-type: none"> ● 制度の周知・普及 ● サービスの質の向上
	(4)権利擁護や成年後見制度の推進 【青梅市成年後見制度利用促進基本計画】	<ul style="list-style-type: none"> ● 権利擁護の推進 ● 虐待防止対策の推進

音 2 第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画

3 第6期青梅市障害者計画、第7期青梅市障害福祉計画、第3期青梅市障害児福祉計画

第5章 計画の進行管理

1 計画の評価と進行管理

計画の推進に当たり、毎年青梅市地域共生社会推進会議に対しその効果や達成状況を報告し、実施状況の検証を行うとともに、令和8年度に中間見直しを実施します。

また、PDCAサイクルの考え方に従い、進行管理を実施し、計画全体の継続的な評価・改善を行うことにより、計画を推進するとともに、次期計画へとつなげていきます。

2 行財政の環境

地方自治体を取り巻く環境が変化する中、本市においても厳しい財政状況が続いています。また、地域においては、個人や世帯単位で複数分野の課題を抱え、複合的な支援を必要とする状況がみられます。

このような複雑化・複合化する地域福祉に対応し、多様化する市民ニーズにこたえるためには、市の取組に加え、地域住民や市民活動団体との協働を進める上で、行財政環境にも注視していく必要があります。

更に、国や東京都の動向を的確かつ速やかに把握し、地域福祉向上のための財源確保に努めます。

3 協働による計画の推進

地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくための地域福祉活動の主役は、地域に生活している市民自身です。そして、誰もが福祉サービスの提供者であり、受け手でもあります。

住み慣れた地域で助け合い、支え合える地域社会を実現させていくには、行政の役割に加えて、市民との協働が不可欠となります。また、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、サービス提供者、企業等も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくに当たっては、これら地域福祉を担う主体と連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 市民の役割

市民は、地域の問題に関心を持ち、地域の担い手として、行動することが求められています。地域福祉の担い手として声掛けやあいさつ、見守りなど日常的な近隣同士の交流を行うとともに、地域行事やボランティア活動等に積極的に参加します。

(2) 青梅市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、地域住民や幅広い福祉関係者の参加により、時代の変化と地域福祉に対応した福祉サービスや福祉活動に取り組み、地域福祉の推進役としての中心的な役割を果たしています。

また、地域住民、関係団体、行政との調整役としての機能も求められています。

福祉コミュニティと地域福祉の推進に向けて事業を支援し、連携を強化するとともに、青梅市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との整合を図ります。

(3) NPO・ボランティア団体、自治組織の役割

NPO・ボランティア団体、自治組織の役割として、地域で行われている様々な福祉活動を行っている団体と連携を図り、公的サービスのみでは対応が難しい地域の問題に積極的に対応していくことが求められています。

音声分) サービス提供事業者・企業の役割

サービス提供事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供および公開のほか、他のサービスとの連携、利用者本位のサービス提供の取組、多様化する福祉ニーズに対応するため新しいサービスの創出や市民参加の支援および福祉のまちづくりへの参画に努めることが求められています。

企業は、募金・活動に対する協賛、地域の一員として福祉活動に参加するなど、社会貢献活動が求められています。見守り活動、災害時の連携など、その専門性と機動力を発揮し地域福祉の活発化に取り組みます。

(5) 庁内の関係部署との連携・情報共有

行政は市民の福祉の増進を目指して福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

福祉ニーズの複雑化・複合化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、制度・分野ごとの「縦割り」という関係を超えて、庁内の関係部署との横のつながりをより一層強化します。

また、あらゆる主体が同じ方向に向かって地域福祉を推進していくためにも、計画を周知し、情報共有を図るとともに、関係機関・団体の役割の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図り、地域の福祉活動を促進させるための支援を行います。

第2編 地域福祉計画(重層的 支援体制整備事業計画、再犯 防止推進計画、成年後見制度 利用促進基本計画)

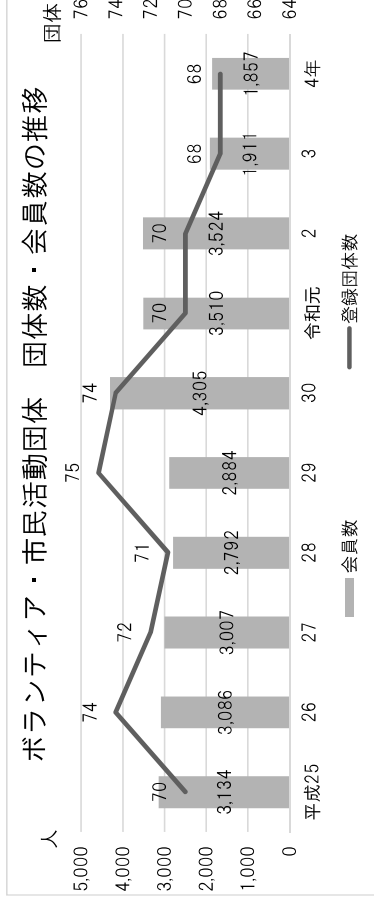
第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 地域福祉のデータからみる現状

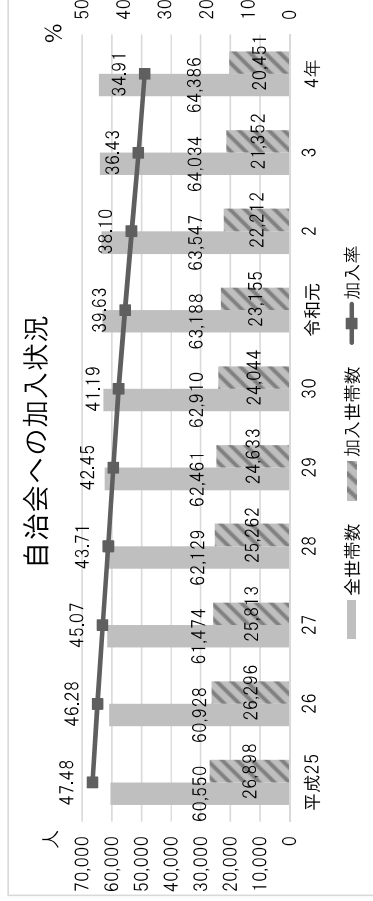
(1) 自治会・ボランティア・市民活動団体の状況

ボランティア・市民活動団体の会員数は平成30年度をピークに、登録団体数は平成29年度をピークに減少しており、令和3年以降は過去10年間で最も低い水準となっています。

自治会加入世帯数は減少傾向にあり、加入率は過去10年間で12.57ポイント減少しています。



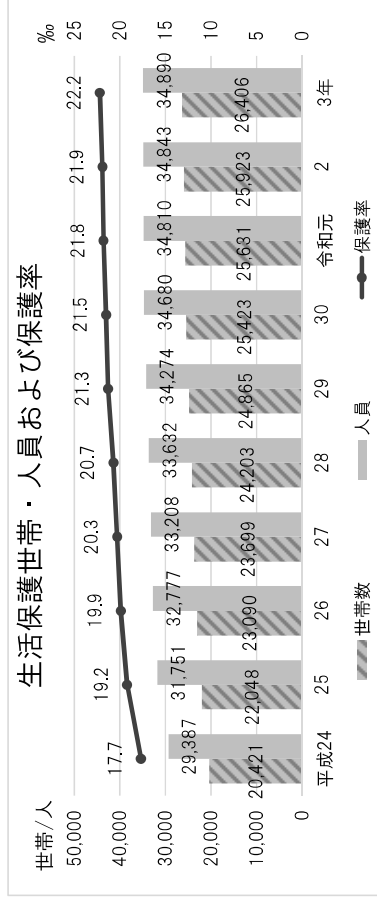
資料：市民活動推進課(年度別)



資料：市民活動推進課

(2) 生活保護世帯・人員の状況

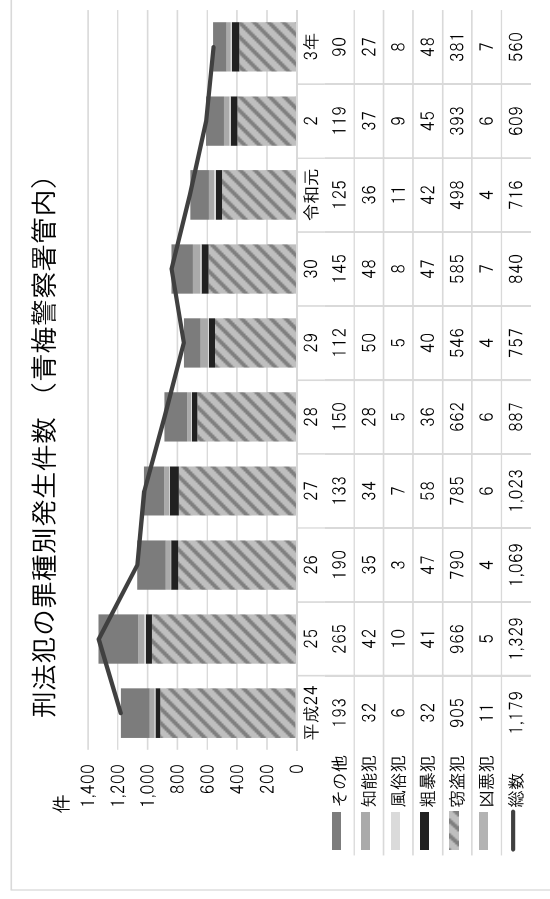
生活保護世帯・人員は年々増加しています。令和3年度時点の保護率は22.2%となっています。



資料：青梅市の統計(各年度10月1日現在)

(3) 刑法犯の発生件数の状況

青梅警察署管内の刑法犯発生件数は、おおむね年々減少しています。罪種別にみると、窃盗犯が高い割合を占めています。



資料：警視庁青梅警察署(各年度12月末現在)
注：青梅警察署内の数字

音 2 地域共生社会推進のためのアンケート結果

(1) 調査の目的

このアンケート調査は、18歳以上の市民1,000人を対象に実施し、皆様の地域福祉に対する考え方、地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、ご意見、ご提言を広くお聞きし、計画策定に反映することを目的としています。

(2) 調査概要

- ◇調査対象者:18歳以上の市民1,000人(無作為抽出)
- ◇調査期間:令和5年5月12日(金)～5月29日(月)(6月1日到着分までを反映)
- ◇調査方法:郵送配布・郵送または専用webページでの回収による本人記入方式

(3) 回収結果

- ◇配布数:1,000件
- ◇有効回収数:362件(うち紙面は336件、webページ回答は26件)
- ◇有効回収率:36.2%

(4) 図表の見方

- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- ◇複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。

◇図表中の「n(number of cases)」は、集計対象者総数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。

◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

◇「その他」「不明・無回答」を除き、回答の高いものの第1位に網掛けをしています。

◇地区別の区分けは以下のとおりとなっています。

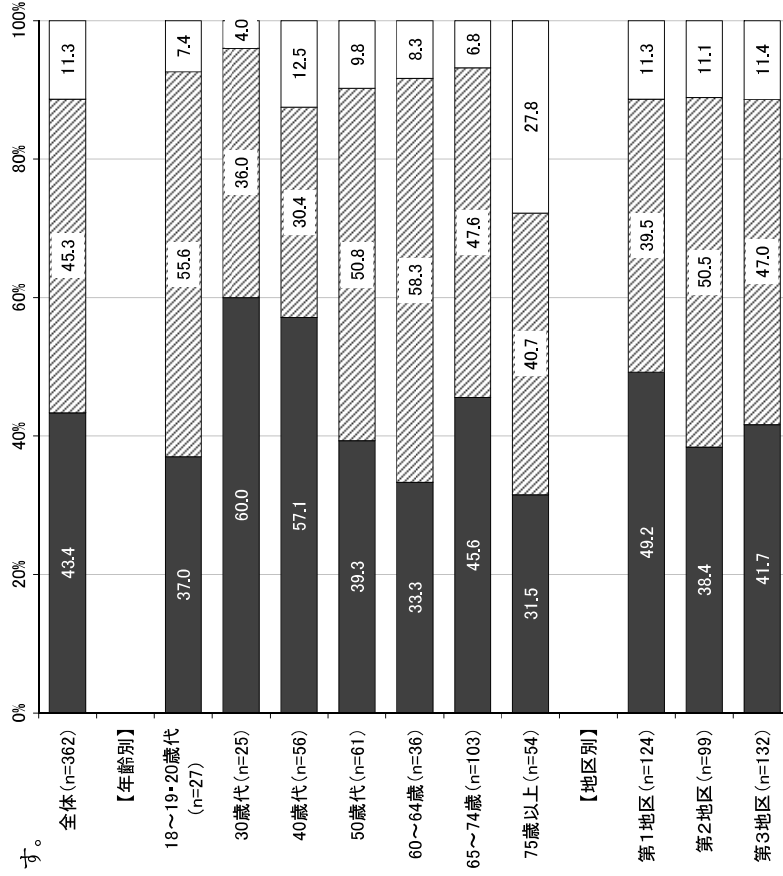
圏 域	地 区 名	地 区
第1地区	勝沼、西分町、住江町、本町、仲町、上町、森下町、裏宿町、天ヶ瀬町、滝ノ上町、大柳町、日向和田	青梅地区
	東青梅、根ヶ布、師岡町	東青梅地区
	駒木町、長淵、友田町、千ヶ瀬町	長淵地区
第2地区	畑中、和田町、梅郷、柚木町	梅郷地区
	二俣尾、沢井、御岳本町、御岳、御岳山	沢井地区
	河辺町	河辺地区
第3地区	吹上、野上町、大門、塩船、谷野、木野下、今寺	大門地区
	富岡、小曾木、黒沢	小曾木地区
	成木	成木地区
	新町、未広町	新町地区
	藤橋、今井	今井地区

(5) 結果の概要

問 あなたは今の生活において困っていることはありますか。(〇は1つ)

全体では「ない」が45.3%、「ある」が43.4%となっています。
 年齢別にみると、30歳代、40歳代では「ある」、その他の年齢層においては「ない」が高くなっています。

地区別にみると、第1地区では「ある」、第2地区、第3地区では「ない」が高くなっています。



■ ある □ ない ▨ 不明・無回答

「ある」を選んだ方

問 どんなことに困っていますか。(あてはまるものすべてに〇)

全体では「生活費など経済的問題」が58.6%と最も高く、次いで「自分の健康のこと」が44.6%、「仕事に関すること」が29.3%となっています。

年齢別にみると、65～74歳、75歳以上では「自分の健康のこと」、その他の年齢層においては「生活費など経済的問題」が最も高くなっています。

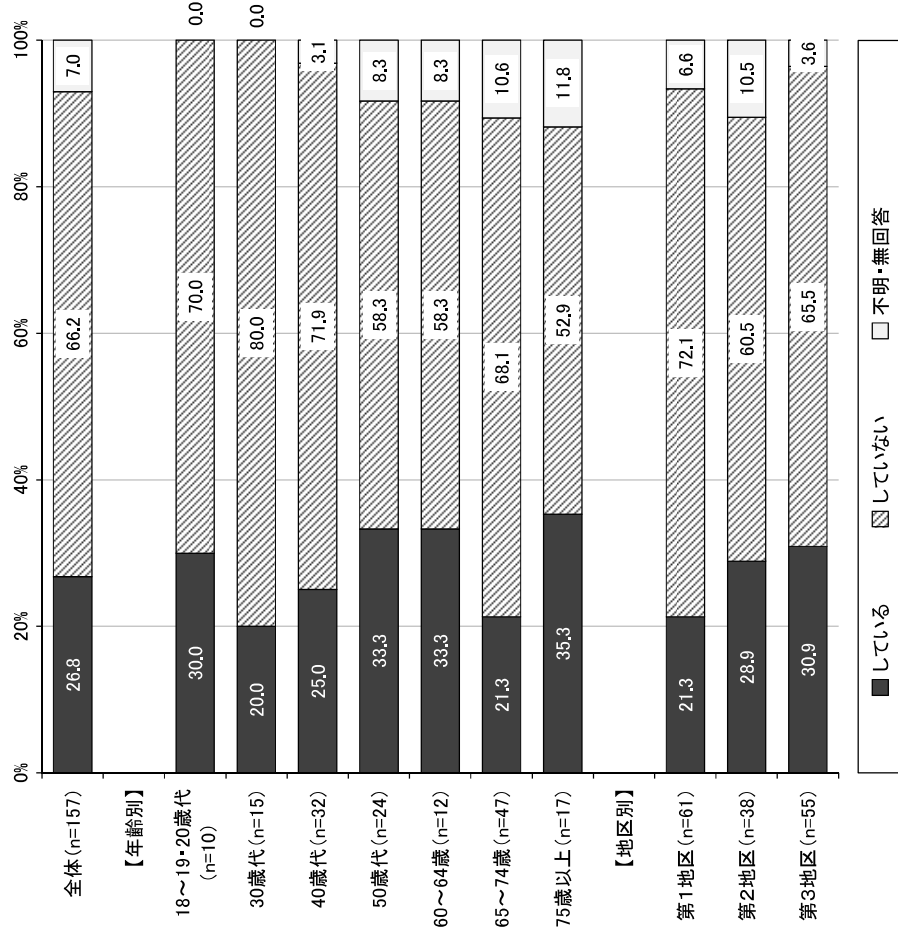
地区別にみると、いずれの地区においても「生活費など経済的問題」が最も高くなっています。

単位:%	生活費など経済的問題	仕事に関すること	自分の健康のこと	子育てに関すること	親の介護のこと	介護以外の家族の介護・	近きこもりの家族がい	近所の人間関係のこと	特にな	その他	不明・無回答
全体 (n=157)	58.6	29.3	44.6	11.5	11.5	6.4	5.1	10.2	0.0	11.5	0.0
年齢別	18～19・20歳代 (n=10)	80.0	30.0	40.0	0.0	10.0	20.0	10.0	0.0	10.0	0.0
30歳代 (n=15)	73.3	40.0	13.3	33.3	13.3	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0
40歳代 (n=32)	75.0	46.9	34.4	34.4	6.3	0.0	3.1	9.4	0.0	3.1	0.0
50歳代 (n=24)	50.0	45.8	29.2	8.3	33.3	8.3	4.2	8.3	0.0	25.0	0.0
60～64歳 (n=12)	58.3	41.7	41.7	0.0	33.3	0.0	16.7	8.3	0.0	25.0	0.0
65～74歳 (n=47)	48.9	10.6	59.6	0.0	4.3	12.8	4.3	10.6	0.0	10.6	0.0
75歳以上 (n=17)	41.2	5.9	76.5	0.0	0.0	5.9	0.0	5.9	0.0	11.8	0.0
地区別	第1地区 (n=61)	62.3	29.5	36.1	11.5	4.9	4.9	6.6	0.0	11.5	0.0
第2地区 (n=38)	52.6	34.2	50.0	13.2	10.5	10.5	5.3	7.9	0.0	21.1	0.0
第3地区 (n=55)	58.2	23.6	50.9	9.1	10.9	5.5	5.5	16.4	0.0	5.5	0.0

音声「ある」を選んだ方

問 現在、どこかに相談をしていますか。(〇は1つ)

全体では「していない」が66.2%、「している」が26.8%となっています。
 年齢別にみると、いずれの年齢層においても「していない」が高くなっています。
 地区別にみると、いずれの地区においても「していない」が高くなっています。



「していない」を選んだ方

問 相談をしないでいる理由を教えてください。(あてはまるものすべてに〇)

全体では「相談しても解決が期待できない」が51.9%と最も高く、次いで「相談するまでの内容でない」が24.0%、「どこに相談していいかわからない」が17.3%となっています。
 年齢別にみると、いずれの年齢層においても「相談しても解決が期待できない」が最も高くなっています。
 地区別にみると、いずれの地区においても「相談しても解決が期待できない」が最も高くなっています。

	相談するまでの内容でない	どこに相談していいかわからない	相談しても解決が期待できない	忙しくて相談できない	特にない	その他	不明・無回答
単位: %							
全体 (n=104)	24.0	17.3	51.9	9.6	10.6	0.0	8.7
年齢別							
18～19・20歳代 (n=7)	0.0	14.3	71.4	28.6	14.3	0.0	0.0
30歳代 (n=12)	33.3	33.3	75.0	8.3	0.0	0.0	8.3
40歳代 (n=23)	17.4	13.0	52.2	13.0	8.7	0.0	8.7
50歳代 (n=14)	21.4	28.6	50.0	14.3	7.1	0.0	7.1
60～64歳 (n=7)	28.6	14.3	57.1	0.0	14.3	0.0	0.0
65～74歳 (n=32)	18.8	12.5	46.9	6.3	12.5	0.0	15.6
75歳以上 (n=9)	66.7	11.1	22.2	0.0	22.2	0.0	0.0
地区別							
第1地区 (n=44)	25.0	22.7	56.8	9.1	9.1	0.0	6.8
第2地区 (n=23)	13.0	17.4	52.2	13.0	13.0	0.0	8.7
第3地区 (n=36)	30.6	11.1	44.4	8.3	11.1	0.0	11.1

問 次の相談機関等の存在を知っていますか。(あてはまるものすべてに○)

全体では「民生委員・児童委員」が61.9%と最も高く、次いで「社会福祉協議会」が50.6%、「地域包括支援センター」が41.7%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「いずれも知らない」、30歳代では「社会福祉協議会」「地域包括支援センター」、その他の年齢層においては「民生委員・児童委員」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「民生委員・児童委員」が最も高くなっています。

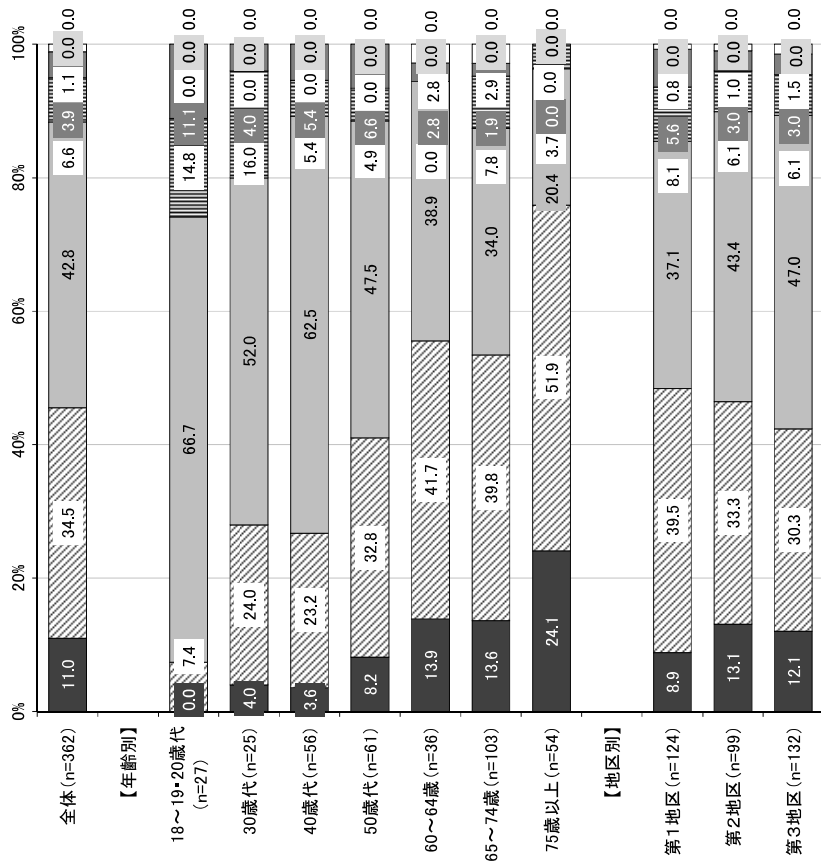
単位・%	社会福祉協議会	地域包括支援センター	子ども家庭センター	タガイサポートセンター	生活自立支援窓口	民生委員・児童委員	保護司	いずれも知らない	不明・無回答
	全体 (n=362)	50.6	41.7	18.5	32.0	23.5	61.9	22.7	18.5
年齢別									
18～19・20歳代 (n=27)	29.6	29.6	14.8	25.9	14.8	14.8	3.7	44.4	3.7
30歳代 (n=25)	56.0	56.0	28.0	28.0	32.0	44.0	12.0	32.0	4.0
40歳代 (n=56)	51.8	35.7	26.8	42.9	28.6	55.4	21.4	25.0	1.8
50歳代 (n=61)	52.5	44.3	23.0	42.6	29.5	68.9	34.4	13.1	4.9
60～64歳 (n=36)	58.3	58.3	33.3	47.2	38.9	80.6	38.9	8.3	0.0
65～74歳 (n=103)	53.4	39.8	10.7	26.2	17.5	66.0	20.4	16.5	3.9
75歳以上 (n=54)	44.4	37.0	7.4	14.8	13.0	72.2	18.5	9.3	7.4
地区別									
第1地区 (n=124)	54.0	38.7	17.7	28.2	23.4	61.3	21.0	20.2	4.0
第2地区 (n=99)	48.5	41.4	17.2	28.3	18.2	56.6	25.3	20.2	5.1
第3地区 (n=132)	48.5	44.7	19.7	37.9	26.5	65.2	22.7	16.7	2.3

音聞二あな達は、普段近所の人とどの程度お付き合いをしていますか。(〇は1つ)

全体では「挨拶をする程度」が42.8%と最も高く、次いで「顔が会えば立ち話をする程度」が34.5%、「家を行き来するなど親しく付き合っている」が11.0%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代、40歳代、50歳代では「挨拶をする程度」、60～64歳、65～74歳、75歳以上では「顔が会えば立ち話をする程度」が最も高くなっています。

地区別にみると、第1地区では「顔が会えば立ち話をする程度」、第2地区、第3地区では「挨拶をする程度」が最も高くなっています。



■ 家を行き来するなど親しく付き合っている
 ▨ 顔が会えば立ち話をする程度
 □ 挨拶をする程度
 ▩ ほとんど付き合いはない
 ■ 隣近所にどんな人が住んでいるのかわからない
 □ 不明・無回答

問 あなたは、地域の人が頼まれた場合、自分からしてあげられることはありますか。※いつもではなく、ときどきでもしてあげられることも含む。(あてはまるものすべてに○)

全体では「安否確認の声かけ」が61.6%と最も高く、「災害時の手助け(避難時の誘導など)」が47.2%、「郵便物・宅配物の一時預かり」が35.4%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「災害時の手助け(避難時の誘導など)」、その他の年齢層においては「安否確認の声かけ」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「安否確認の声かけ」が最も高くなっています。

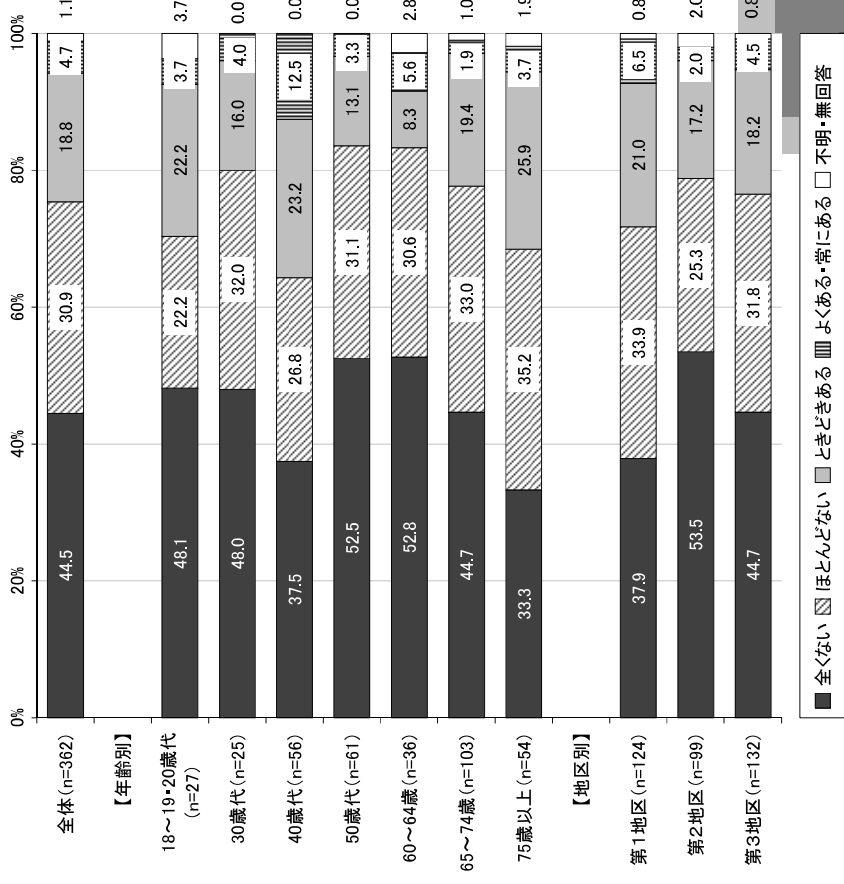
単位・%	安否確認の声かけ	う散歩や買い物に付き合	り短時間の子ども預か	り買い物・用事の代行	伝いの手入れや掃除の手	預かり物・宅配物の一時	つ地域の人の協力体制	被災時の誘導の手助け(避難)	サバジビスのための紹介や	支への相談や福祉協議	できることはない	その他	不明・無回答
全体(n=362)	61.6	18.8	12.2	24.9	19.3	35.4	20.2	47.2	8.0	8.3	13.3	2.5	2.8
18～19・20歳代(n=27)	44.4	14.8	14.8	11.1	18.5	11.1	18.5	59.3	7.4	3.7	14.8	0.0	0.0
30歳代(n=25)	68.0	46.0	36.0	52.0	20.0	40.0	8.0	40.0	4.0	0.0	20.0	0.0	0.0
40歳代(n=56)	66.1	14.3	7.1	26.8	10.7	35.7	16.1	50.0	7.1	7.1	10.7	3.6	1.8
50歳代(n=61)	73.8	19.7	18.0	32.8	26.2	49.2	24.6	67.2	13.1	14.8	9.8	0.0	0.0
60～64歳(n=36)	61.1	16.7	11.1	25.0	19.4	36.1	25.0	58.3	5.6	11.1	11.1	5.6	5.6
65～74歳(n=103)	60.2	19.4	8.7	21.4	20.4	36.9	17.5	39.8	7.8	7.8	13.6	3.9	1.9
75歳以上(n=54)	51.9	11.1	5.6	14.8	18.5	25.9	27.8	25.9	7.4	7.4	16.7	1.9	9.3
第1地区(n=124)	57.3	24.2	12.9	25.0	21.8	36.3	22.6	48.4	9.7	11.3	16.1	0.8	3.2
第2地区(n=99)	64.6	13.1	12.1	23.2	14.1	34.3	20.2	43.4	7.1	8.1	12.1	4.0	2.0
第3地区(n=132)	62.1	17.4	11.4	25.8	19.7	35.6	18.2	47.7	6.8	6.1	12.1	3.0	3.0

問 あなたは、孤独であると感じることがありますか。(○は1つ)音声コード

全体では「全くない」が44.5%と最も高く、次いで「ほとんどない」が30.9%、「ときどきある」が18.8%となっています。

年齢別にみると、75歳以上では「ほとんどない」、その他の年齢層においては「全くない」が最も高くなっています。また、40歳代で「よくある・常にある」が12.5%で、「ときどきある」と合計すると35.7%となっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「全くない」が最も高くなっています。



音聞「あなたの居場所はどこですか。(あてはまるものすべてに○)

全体では「特になし」が40.6%と最も高く、「学校、習い事、クラブ」が12.2%、「友人の家」が6.4%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「学校、習い事、クラブ」、その他の年齢層においては「特になし」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「特になし」が最も高くなっています。

単位：%	学校、習い事、クラブ	友人の家	自治会	地域サロン	図書館、公民館	公園	民間施設	特になし	その他	不明・無回答
全体 (n=362)	12.2	6.4	5.2	1.1	5.0	4.1	6.1	40.6	30.4	5.8
年齢別										
18～19・20歳代 (n=27)	29.6	18.5	0.0	0.0	3.7	3.7	3.7	25.9	29.6	0.0
30歳代 (n=25)	4.0	4.0	4.0	0.0	0.0	8.0	4.0	36.0	56.0	0.0
40歳代 (n=56)	8.9	1.8	0.0	0.0	3.6	0.0	7.1	53.6	33.9	1.8
50歳代 (n=61)	3.3	1.6	8.2	0.0	3.3	3.3	1.6	47.5	27.9	6.6
60～64歳 (n=36)	16.7	5.6	11.1	2.8	8.3	2.8	5.6	38.9	30.6	8.3
65～74歳 (n=103)	13.6	6.8	2.9	2.9	6.8	5.8	9.7	36.9	27.2	7.8
75歳以上 (n=54)	14.8	11.1	11.1	0.0	5.6	5.6	5.6	37.0	24.1	9.3
地区別										
第1地区 (n=124)	8.1	5.6	4.0	0.8	5.6	4.8	5.6	46.8	29.8	5.6
第2地区 (n=99)	15.2	9.1	7.1	1.0	6.1	5.1	8.1	34.3	33.3	4.0
第3地区 (n=132)	13.6	5.3	5.3	1.5	3.0	3.0	5.3	39.4	29.5	6.8

〈「その他」回答の記述の集計結果〉

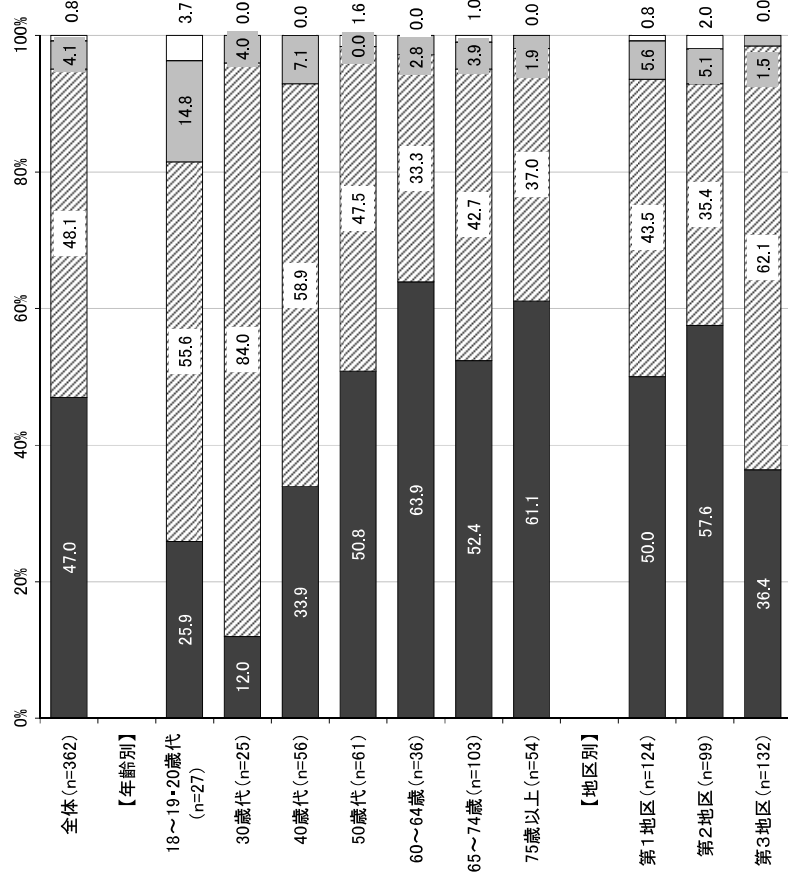
単位：%	自宅・家庭	職場	趣味・習い事	福祉施設・サービス	その他
全体に対する割合	14.6	8.8	1.9	0.8	1.9

問 あなたは、自治会に加入していますか。(○は1つ)

全体では「加入していない」が48.1%と最も高く、次いで「加入している」が47.0%、「わからない」が4.1%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代、30歳代、40歳代では「加入していない」、50歳代、60～64歳、65～74歳、75歳以上では「加入している」が最も高くなっています。

地区別にみると、第1地区、第2地区では「加入している」、第3地区では「加入していない」が最も高くなっています。



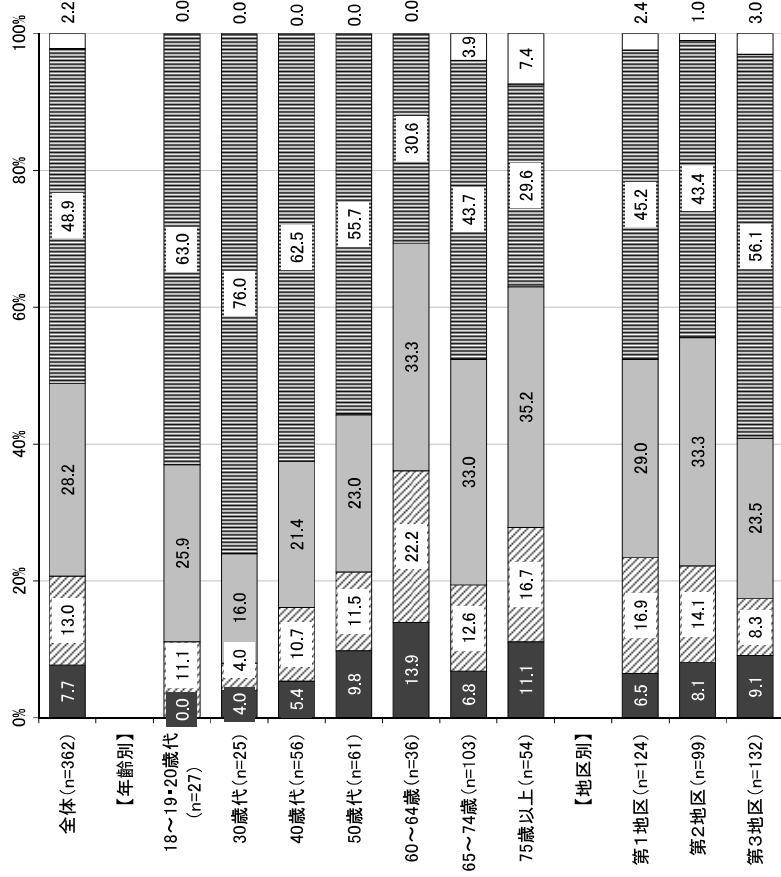
■ 加入している ▨ 加入していない □ わからない □ 不明・無回答

問 あなたは、地域の行事や活動に参加していますか。(〇は1つ)

全体では「参加したことがない」が48.9%と最も高く、次いで「行事の内容により参加する」が28.2%、「たまたま参加する」が13.0%となっています。

年齢別にみると、60～64歳、75歳以上では「行事の内容により参加する」、その他の年齢層においては「参加したことがない」が最も高くなっています。特に60～64歳、75歳以上では「ほとんど参加する」、「たまたま参加する」、「行事の内容により参加する」の合計が6割台となっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「参加したことがない」が最も高くなっています。



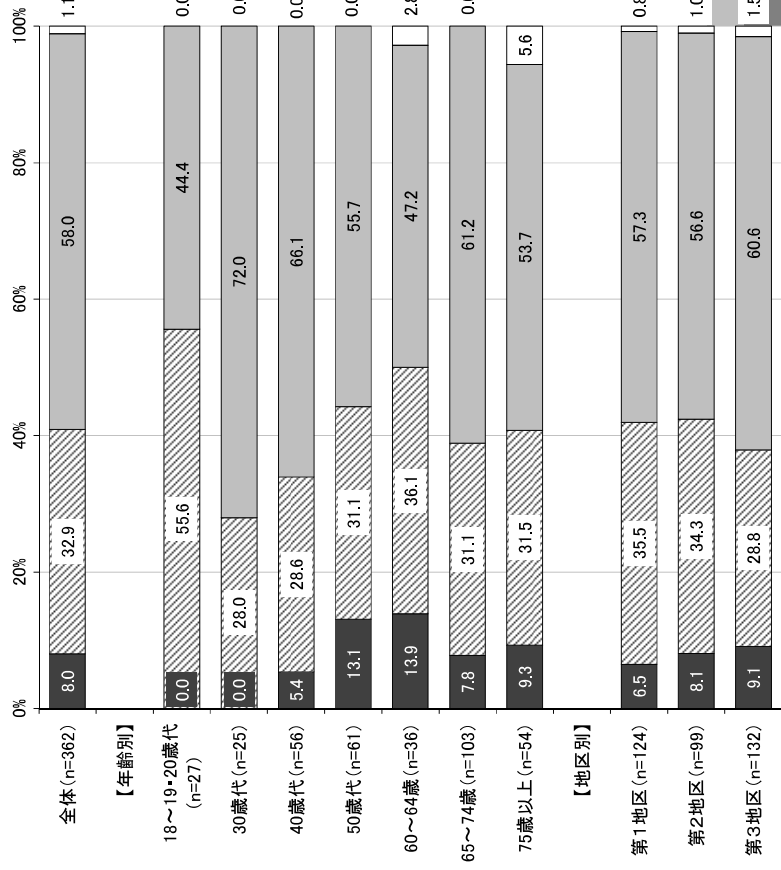
■ ほとんど参加する
 ▨ 行事の内容により参加する
 □ たまたま参加する
 □ 参加したことがない
 □ 不明・無回答

問 あなたは、ボランティア活動に参加していますか。(〇は声言)

全体では「参加したことがない」が58.0%と最も高く、次いで「以前に参加したことがある」が32.9%、「現在、参加している」が8.0%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「以前に参加したことがある」、その他の年齢層においては「参加したことがない」が最も高くなっています。また、18～19・20歳代、60～64歳では「現在、参加している」と「以前に参加したことがある」の合計が5割台となっており、「参加したことがない」を上回っています。

地区別にみると、いずれの地区においても「参加したことがない」が最も高くなっています。



■ 現在、参加している
 ▨ 以前に参加したことがある
 □ 参加したことがない
 □ 不明・無回答

音障コボネンティア活動に参加しようとする際、どういう点を重視しますか。
(あてはまるものすべてに○)

全体では「気軽にできること(単発、時間が短いなど)」が63.5%と最も高く、次いで「人の役に立つこと」が43.1%、「誰にでもできること」が36.7%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「気軽にできること(単発、時間が短いなど)」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「気軽にできること(単発、時間が短いなど)」が最も高くなっています。

単位: %	いへ、気な単発に(、)短	と長く続けられること	と誰にでもできること	体を動かせること	多くの人と関わること	新しい経験や学びを得ること	自分自身に役立ち、将来に役立つこと	自分の技能を伸ばせること・経験	人の役に立つこと
全体(n=362)	63.5	10.5	36.7	12.4	16.9	17.4	8.3	19.9	43.1
年齢別									
18~19・20歳代(n=27)	59.3	3.7	37.0	7.4	22.2	37.0	25.9	25.9	48.1
30歳代(n=25)	76.0	12.0	32.0	12.0	24.0	20.0	24.0	36.0	44.0
40歳代(n=56)	71.4	7.1	28.6	7.1	8.9	21.4	8.9	14.3	50.0
50歳代(n=61)	60.7	16.4	32.8	13.1	11.5	11.5	4.9	26.2	49.2
60~64歳(n=36)	69.4	16.7	47.2	13.9	13.9	19.4	5.6	19.4	41.7
65~74歳(n=103)	66.0	8.7	43.7	13.6	20.4	16.5	2.9	17.5	37.9
75歳以上(n=54)	46.3	9.3	31.5	16.7	20.4	9.3	7.4	13.0	37.0
地区別									
第1地区(n=124)	69.4	12.1	34.7	16.1	16.1	14.5	6.5	21.8	41.1
第2地区(n=99)	63.6	8.1	30.3	8.1	19.2	15.2	8.1	20.2	42.4
第3地区(n=132)	59.1	11.4	43.2	12.9	15.9	22.0	9.8	17.4	45.5

単位: %	なよがり、良しいこと、社会につ	が分らない、関心	その他	不明・無回答
全体(n=362)	21.5	11.9	1.4	4.7
年齢別				
18~19・20歳代(n=27)	22.2	11.1	0.0	0.0
30歳代(n=25)	16.0	16.0	0.0	0.0
40歳代(n=56)	23.2	12.5	1.8	0.0
50歳代(n=61)	18.0	13.1	1.6	4.9
60~64歳(n=36)	41.7	2.8	2.8	5.6
65~74歳(n=103)	18.4	12.6	1.0	4.9
75歳以上(n=54)	18.5	13.0	1.9	13.0
地区別				
第1地区(n=124)	24.2	12.1	0.8	3.2
第2地区(n=99)	19.2	9.1	2.0	3.0
第3地区(n=132)	20.5	12.9	1.5	6.8

問 今後、住みよいまちづくりを進めるうえで、地域住民としてどのようなことに取り組んでいきたいとお考えですか。（あてはまるもの3つまで○）

全体では「健康づくりや生きがい活動」が33.4%と最も高く、次いで「介護者や介護を必要とする人への支援」「防災や防犯など生活安全に関する活動」が28.2%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「特になし」、30歳代では「子育ての支援や子ども見守り」、40歳代、60～64歳代では「防災や防犯など生活安全に関する活動」、50歳代では「高齢者や障がいのある人への支援」、65～74歳、75歳以上では「健康づくりや生きがい活動」が最も高くなっています。

地区別にみると、第1地区、第2地区では「健康づくりや生きがい活動」、第3地区では「健康づくりや生きがい活動」「防災や防犯など生活安全に関する活動」が最も高くなっています。

単位：%	と介護する者や人への支援を必要とする	高齢者への支援がいのあ	青少年健全育成活動	子どもの育て守り支援や子ども見守り	動世をを超えた交流活動	クロスボーディング・交流活動	健康づくりや生きがい活動	防災安全に関するなど生活活動
全体(n=362)	28.2	27.3	5.0	26.5	10.8	10.8	33.4	28.2
18～19・20歳代(n=27)	18.5	29.6	3.7	33.3	7.4	22.2	14.8	22.2
30歳代(n=25)	28.0	28.0	4.0	56.0	16.0	8.0	20.0	40.0
40歳代(n=56)	28.6	30.4	8.9	35.7	10.7	1.8	21.4	41.1
50歳代(n=61)	34.4	36.1	4.9	31.1	11.5	16.4	34.4	23.0
60～64歳(n=36)	36.1	22.2	0.0	19.4	5.6	8.3	41.7	47.2
65～74歳(n=103)	26.2	24.3	7.8	22.3	13.6	12.6	41.7	22.3
75歳以上(n=54)	24.1	22.2	0.0	7.4	7.4	7.4	38.9	16.7
第1地区(n=124)	29.8	29.0	6.5	25.0	15.3	12.1	37.9	30.6
第2地区(n=99)	34.3	31.3	3.0	26.3	12.1	12.1	35.4	25.3
第3地区(n=132)	22.7	22.0	4.5	27.3	5.3	9.1	28.8	28.8

単位：%	織目の治運舎など参画既存組	よら主新活動なリアル活動に	特になし	その他	不明・無回答
全体(n=362)	7.5	7.2	21.0	2.8	3.0
18～19・20歳代(n=27)	7.4	3.7	37.0	0.0	3.7
30歳代(n=25)	0.0	0.0	12.0	4.0	0.0
40歳代(n=56)	3.6	3.6	25.0	3.6	1.8
50歳代(n=61)	6.6	9.8	14.8	4.9	0.0
60～64歳(n=36)	13.9	13.9	19.4	2.8	0.0
65～74歳(n=103)	7.8	4.9	24.3	1.9	1.9
75歳以上(n=54)	11.1	13.0	14.8	1.9	13.0
第1地区(n=124)	8.1	9.7	16.1	2.4	3.2
第2地区(n=99)	8.1	6.1	23.2	4.0	0.0
第3地区(n=132)	6.8	5.3	24.2	2.3	5.3

音) 誰かが地域の中心に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合う「地域共生社会」を実現するためには、これからのような取組が必要だと考えますか。(あてはまるもの3つまで○)

全体では「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が33.4%と最も高く、次いで「学校や社会における福祉教育を充実させる」が29.6%、「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」が27.9%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「学校や社会における福祉教育を充実させる」「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」、30歳代では「学校や社会における福祉教育を充実させる」、40歳代、65～74歳では「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」、50歳代では「困っている人からの情報収集に力を入れる」、60～64歳では「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」、75歳以上では「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が最も高くなっています。

地区別にみると、第1地区では「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」、第2地区、第3地区では「行政が地域活動の相談窓口、側面的援助の体制を充実させる」が最も高くなっています。

単位：%	学校充実させる 福祉教育	一人ひとりが 地域とのつながり を持つよう心がける	地域を 作る	地域の 拠点となる 場を整備する 活動	人を 養成する 福祉活動に 携わる	地域に 重点を置く 福祉活動の 意義	地域 運営に 資する 経済的 な活動	自治会 交流が 中心とな る市民相 対	ボランティア による NPOの 活動	困りに 力を入 れる人 からの 情報取 集	側面的 援助の 体制を 充実さ せ、
全体(n=382)	29.6	27.9	24.3	10.5	10.5	12.2	10.8	8.6	10.8	25.4	33.4
18～19・20歳代(n=27)	40.7	40.7	11.1	18.5	14.8	7.4	11.1	11.1	7.4	18.5	25.9
30歳代(n=25)	52.0	8.0	24.0	4.0	4.0	4.0	16.0	4.0	4.0	28.0	40.0
40歳代(n=56)	33.9	19.6	21.4	3.6	5.4	8.9	8.9	10.7	1.8	26.8	39.3
50歳代(n=61)	24.6	27.9	31.1	21.3	11.5	13.1	14.8	6.6	18.0	34.4	31.1
60～64歳(n=36)	30.6	36.1	22.2	13.9	8.3	13.9	11.1	8.3	16.7	27.8	27.8
65～74歳(n=103)	26.2	29.1	23.3	10.7	14.6	12.6	10.7	6.8	15.5	24.3	35.0
75歳以上(n=54)	20.4	31.5	29.6	1.9	9.3	18.5	5.6	13.0	3.7	16.7	31.5
第1地区(n=124)	31.5	32.3	27.4	12.9	9.7	13.7	12.9	8.1	8.1	26.6	29.0
第2地区(n=99)	32.3	30.3	22.2	9.1	11.1	14.1	14.1	7.1	13.1	27.3	39.4
第3地区(n=132)	24.2	22.0	24.2	9.1	10.6	9.1	6.8	10.6	10.6	22.0	31.1

単位：%	わからない	その他	不明・無回答
全体(n=382)	16.9	1.9	2.8
18～19・20歳代(n=27)	22.2	0.0	3.7
30歳代(n=25)	20.0	0.0	0.0
40歳代(n=56)	19.6	1.8	0.0
50歳代(n=61)	16.4	1.6	1.6
60～64歳(n=36)	11.1	5.6	2.8
65～74歳(n=103)	16.5	2.9	1.0
75歳以上(n=54)	14.8	0.0	11.1
第1地区(n=124)	15.3	1.6	3.2
第2地区(n=99)	15.2	3.0	1.0
第3地区(n=132)	20.5	1.5	3.8

3 第4期計画の成果と課題

「第5期青梅市地域福祉計画」の策定に当たり、「第4期青梅市地域福祉計画」の進捗状況について、各事業の取組状況と担当課の自己評価をもとにとりまとめを行いました。

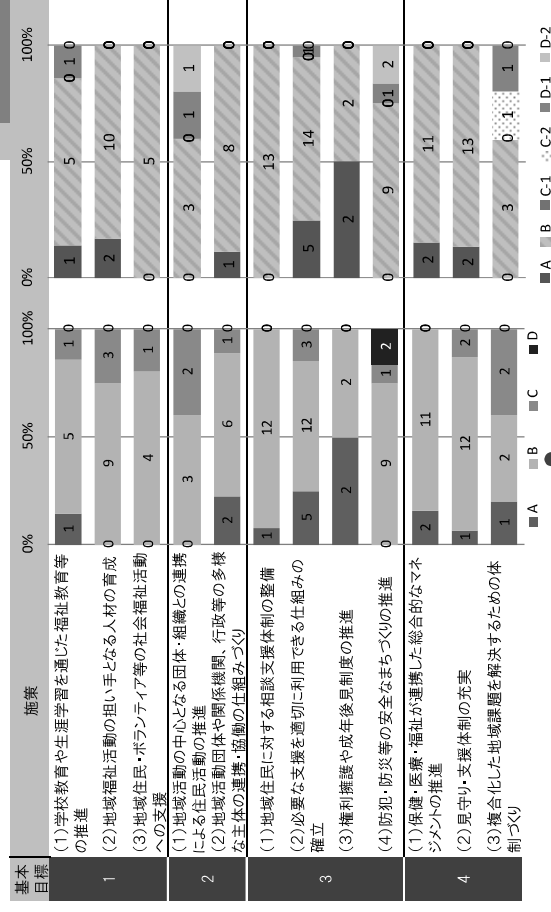
評価の実施に当たっては、各事業の取組状況(実行性)と、計画に定める推進施策への貢献度の2つの観点から評価を行いました。

施策ごとの集計結果は以下のとおりです。「基本目標3 安心してサービスを利用できる環境づくり」は実行性、貢献度いずれもA評価が比較的多くなっています。「基本目標1 地域を支える人づくり・活動支援」の実行性は、コロナ禍の影響もあり、C評価が多くなっています。

自己評価を点数化し、施策ごとの平均点を算出しました。

実行性の平均値は1.95点、貢献度の平均値は2.08点となりました。実行性は、人材育成や住民活動の推進等、コロナ禍における行動制限の影響を受けやすい施策が低くなっているほか、施策3(4)は補助金が終了するなど様々な理由により十分に実施できない事業もありました。

貢献度は、概ね2点を超えており、実行性が低くなっている施策においても効果的に取り組むことができたことが伺えます。施策4(3)は、共生型サービス、障害基準該当サービス事業者登録制度について事業者に対する周知が課題であるとして、貢献度が1.50点となっています。

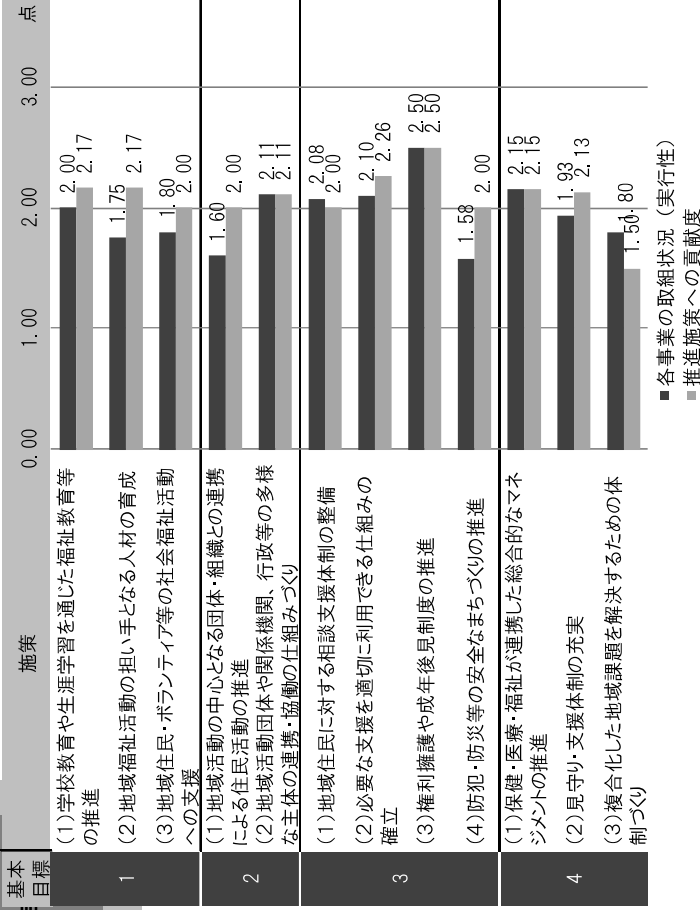


各事業の取組状況(実行性)
 A: 想定とおり実施
 B: 概ね想定とおり実施
 C: 実施に当たり課題があった
 D: 実施できなかった

推進施策への貢献度
 A: 施策推進につながった
 B: 概ね施策推進につながった
 C-1: あまり施策推進につながらなかった(別施策の推進に貢献)
 C-2: あまり施策推進につながらなかった(効果がそもそもなかった)
 D-1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる
 D-2: 実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況

音声コード

基本目標



各事業の取組状況(実行性)	点数
A: 想定とおり実施	3点
B: 概ね想定とおり実施	2点
C: 実施に当たり課題があった	1点
D: 実施できなかった	0点

推進施策への貢献度	点数
A: 施策推進につながった	3点
B: 概ね施策推進につながった	2点
C-1: あまり施策推進につながらなかった(別施策の推進に貢献)	1点
C-2: あまり施策推進につながらなかった(効果がそもそもなかった)	0点
D-1: 実施が十分にできなかったが、効果があると考えられる	除外
D-2: 実施が十分にできなかった、かつ、見直しが必要な状況	除外

基本目標ごとの主な取組の評価と課題は以下のとおりです。

基本目標 1 地域を支える人づくり・活動支援

市民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心をもち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できるように、市民意識の高揚に向けた福祉教育の推進や人権啓発にかかわる講演等学習の機会の提供など地域を支える人づくり・活動支援に取り組みました。

(1) 学校教育や生涯学習を通じた福祉教育の推進

- 啓発事業は特にコロナ禍の影響で中止になった事業が多くなっています。
- コロナ禍に関係なく状況に応じて保護者が求めている内容をテーマに講演会を定期的に行うことができ、施策推進に貢献しました。

(2) 地域福祉活動の担い手となる人材の育成

- 介護予防リーダーの高齢化が進んでおり、世代交代が進んでいません。また、地域によっては通いの場の数が不足しています。
- 複雑、複合化した課題や制度の狭間にある福祉課題の解決に導く「つなぎ役」として社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置しました。

(3) 地域住民・ボランティア等の社会福祉活動への支援

- 青梅ボランティア・市民活動センターや市民センターなど、ボランティア活動の場の提供と活動場所の拡充に努めました。コロナ禍には活動を制限せざるを得ませんでした。徐々に活動の場が戻ってきています。より強固な協力関係を築いていく必要があります。

基本目標2 地域を支える仕組みづくり

住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、市民、行政、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体など、地域福祉の担い手が様々な組織的活動に取り組み、見守り、助け合い、支え合う仕組みづくりの推進を図りました。

(1) 地域活動の中心となる団体・組織との連携による住民活動の推進

- 青梅市自治会連合会と青梅市との連携基本協定にもとづき、自治会連合会と情報交換会を実施。市への要望を聞くだけではなく場としていく必要がある。
- 感染拡大防止のため社会福祉法人の実施する公益的な取組の規模が縮小され、必要があります。

(2) 地域活動団体や関係機関、行政等の多様な主体の連携・協働の仕組みづくり

- 各種交流イベントは、多くがコロナ禍により中止となりましたが、実施できた年においては交流、ふれあいの機会づくりに貢献できました。
- 生活支援コーディネーターを日常生活圏域に、第2層協議体を支会ごとに設置し、地域活動や課題の共有、関係者間のネットワークの構築を図ることができました。一方、第1層協議体の開催が少ないなど、課題を共有しても施策化できる仕組みが不十分となっています。

基本目標3 安心してサービスを利用できる環境づくり

誰もが安心して必要な支援やサービスを選択でき、適切に利用できる福祉のまちづくりを推進しています。

また、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度などの人権に配慮した制度の利用促進を図っています。

(1) 地域住民に対する相談支援体制の整備

- 民生委員・児童委員の定数割れが続いており、欠員の生じている地区に福祉士・社会福祉士を配置しました。人材育成に向けて、青梅市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、市民に対する普及・啓発に取り組めます。

- 障害当事者、家族、地域の住民からの相談に対し、医療・福祉関係機関、専門機関と連携し、相談支援体制の充実を図りました。

- 児童虐待について、虐待対策コーディネーターを引き続き配置し、迅速に対応できるように体制を整備しました。一方で児童虐待の取扱件数は高止まりし、内容も多様化しており、対応に苦慮するケースも増えてきています。

- 地域包括支援センターを中心に、医療・介護・福祉関係機関や地域との連携を密にし、高齢者本人や親族以外にも幅広く相談を受け付け、支援に繋げることができました。

(2) 必要な支援を適切に利用できる仕組みの確立

- 新型コロナウイルス感染症の拡大による制度改正により、離職や減収に伴う住居確保給付金の受給者数が急増しました。

- 生活困窮者自立相談支援事業により相談者に寄り添い、伴走型の支援を実施。新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金や住居確保給付金の受給につなげることができました。

(3) 権利擁護や成年後見制度の推進

- 成年後見制度の利用促進に向け、青梅市社会福祉協議会と連携し、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際の支援を行いました。速やかに後見人を選任し、家族の負担軽減を図ることができました。一方で市民に対しどのような普及・啓発を行っていかかが課題となっているほか、市民後見人の養成が進んでいない現状になっています。

(4) 防犯・防災等の安全なまちづくりの推進

- 自主防災組織連絡会を通じて、避難行動要支援者の支援対策について普及・啓発を行っています。支援対策の更なる充実に向け、モデル地区を設定し、個別避難計画の記載項目や作成優先順位を検討しました。

音書本目標 4 地域で安心して暮らすためのネットワークづくり

高齢者、障がいのある人、ひとり親家庭、生活困窮者など、社会的に弱い立場にある方を孤立・孤独から守り、地域で自立した生活が送れるよう、保健、医療、福祉、防災、教育などの各分野の横断的な連携や地域住民による支え合いが連動した包括的な支援体制の整備を図っています。

(1) 保健・医療・福祉が連携した総合的なマネジメントの推進

- 福祉総合相談窓口について、令和6年度に各市民センターへの設置に向けた体制整備の議論を進めています。
- 多様化する相談内容に応じたサービスを提供するため、専門相談員の活用を図っていますが、近年、困難事例がより複雑化・複合化し、職員の負担が増大しています。
- 就労支援は、通常のハローワークと連携した支援に加え、就労支援の前段階で課題を持つ方の支援のため、就労準備支援事業を開始しました。引き続き、一般就労において課題がある方の支援についての充実についても検討する必要があります。
- ひとり親世帯の自立をさらに支援するため、一般社団法人日本シングルマザー支援協会と「ひとり親家庭の自立支援に関する連携協定」を、都内の自治体で初めて締結しました。ひとり親家庭の支援に役立つ各種取組について連携して更なる支援を進めます。

(2) 見守り・支援体制の充実

- 認知症高齢者等の一人歩きによる行方不明の早期発見に対応するため、新たにICT機器を活用した見守りである高齢者見守り支援事業を開始しました。ケアマネジャーや関係機関等へ事業の周知を行うことで、ネットワークの充実に図られました。
- ひきこもり問題について、相談者と一度の相談で終了せず、その後も相談を続けるなど支援を充実させました。ひきこもりの高齢化・長期化に伴い、相談内容も多様化していることが課題となっています。

(3) 複合化した地域課題を解決するための体制づくり

- 既存の会議体に地域福祉コーディネーターが参加し、地域の実状を把握している民生児童委員や生活支援コーディネーターとの連携により、地域の現状や課題が見えてきました。地域課題が複合化しているため、様々な関係機関と幅広く連携・協力する必要があります。

4 課題のまとめ

統計、アンケート結果、第4期計画の成果と課題から、地域福祉における課題をまとめました。

1. 地域のつながりの再構築と孤立の防止

生活様式や価値観の多様化により、全国的に地域のつながりの希薄化が指摘されるなか、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症による世界的な社会の混乱は、人と人とのつながりに変化をもたらしています。

「地域共生社会」の実現には、地域に暮らす多様な人々が互いを認め合う意識が重要であり、アンケートにおいても「学校や社会における福祉教育を充実させる」、「一人ひとりが地域とのつながりを持つよう心がける」が高くなっていることから、引き続き福祉意識の醸成・向上に取り組む必要があります。

また、アンケート結果では、年代を問わず近所の人とあいさつ程度の付き合いができていないことが伺えました。一方で、孤独感を感じている市民が一定数いることが伺え、特に40歳代で高くなっています。住民に最も身近な組織である自治会の活動支援や、居場所・交流の場づくりへの支援を行うことで、孤立を 방지、顔見知りの関係を築くことが重要です。

2. 多様な担い手の育成、助け合い、支え合い活動の活性化

本市では、高齢単身世帯や高齢夫婦世帯、障がいのある人、外国籍市民等、見守りや支援が必要な人が増加しており、住民同士による助け合い、支え合いや継続的な見守りが重要になっていきます。

一方で、ボランティア・市民活動の登録団体、会員数いずれも減少傾向にあるほか、民生委員・児童委員や介護予防リーダーなどの担い手不足など、人材育成や団体活動への支援が求められています。

アンケート結果では、30～50歳代のいわゆる働き盛り・子育て世代は、地域活動、ボランティア活動等の参加状況は低くなっているものの、地域のためにしてあげられることとして、災害時の手助け、安否確認の声掛けなどへの積極的な回答がみられました。また、ボランティア

に参加する際に重視する点として、時間が短いなど気軽さが求められており、関心が高まるほど回答は低くなっています。

地域の誰もが助け合い、支え合いの担い手となれるよう、多様なかわり方を選択でき、気軽に参加できるメニューを増やすことが重要です。

3. 相談支援体制のさらなる充実

近年、複合課題を抱える個人・世帯や、既存の支援制度では対応が難しい制度の狭間の課題等が増加しており、本市においても同様の傾向となっています。

また、アンケートでは、生活上の困りごとがある方のうち、誰かに相談していない割合が6割半ば、その理由として半数が「相談しても解決が期待できない」と回答しており、関係機関との連携強化による相談支援の資質向上、相談できない方に対するアウトリーチが重要となっていることが伺えます。

このような課題の受け止めに加え、必要なサービスを適切に利用するための支援、サービスの質の向上に向けて、引き続き地域福祉コーディネーターを中心とした包括的支援体制の強化に取り組む必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方と施策体系

1 基本理念

みんなが顔見知りのまち

～誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合うまち 青梅～

核家族化や一人暮らしの増加、近隣関係の希薄化が進み、加えて新型コロナウイルス感染拡大による行動制限等から、困りごとが見えにくく、新たな支え合いの仕組みが必要となっています。

人口減少や少子高齢化が進み、福祉ニーズが増大する一方で担い手不足が顕在化するとともに、抱えている課題や困りごとが多様化、複合化してきていることから、分野ごとの縦割りや「受け手」「支え手」の関係を超えた多様な主体による「地域共生社会」の実現が求められています。

そのため、誰もが地域の中に居場所があり、権利と尊厳が守られ、孤立することなく、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域全体で見守り、支え合う「みんなが顔見知りのまち」を地域福祉計画の基本理念とします。

2 基本目標

基本目標1 顔見知りの関係づくり

市民一人ひとりが自分の暮らす地域に関心を持ち、地域福祉に関する活動に主体的に参加できるように、福祉教育の推進のほか、一人暮らし高齢者や、こどもの登下校等、地域の中で見守る体制、居場所づくりを支援し、顔見知りの関係づくりを推進します。

基本目標2 多様な主体による支え合い活動の推進

市民、行政、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体など、地域のあらゆる人々が地域福祉推進の担い手となり、それぞれの役割を果たしていくことができるよう、担い手育成や、組織的な活動への支援を行い、地域の中で支え合う仕組みの推進を目指します。

基本目標3 包括的な支援体制の整備・強化

複雑化・複合化する生活課題に対し、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、包括的な支援を提供していくことができるよう、相談体制等について行政の分野横断的な連携を強化するとともに、一人ひとりの自己選択・自己決定を尊重したサービスの利用、質の向上を目指します。

第3章 取組内容

基本目標1 顔見知りの関係づくり

基本方針	基本施策
(1)福祉意識の醸成	① 人権教育の推進 ② 福祉教育の推進
(2)地域の居場所・活躍の場づくり	① 地域における交流機会の創出 ② 当事者・家族同士の交流支援 ③ 社会参加に向けた支援
(3)見守り・防犯体制の充実	① 見守りネットワークの充実 ② 防犯対策の推進
(4)快適なまちづくりの推進	① 福祉のまちづくりの推進

■ 成果目標

項目	単位	現状値	目標値
孤独を感じている人を減らす （「とどきがある」+「よくある・常にある」）	%	23.5	18.8
居場所が「特になし」の人を減らす	%	40.6	32.4

■ 活動指標

項目	単位	現状値	目標値
ひきこもりの問題を抱える家族への支援	世帯/年	11	20

■ 関連するSDGs



音 基本方針1 福祉意識の醸成

人権教育や福祉教育を通じて、思いやりの心や社会奉仕の精神など、地域共生社会実現の基盤となる、市民一人ひとりの福祉意識を醸成します。

《基本施策》

①人権教育の推進

事業名	取組内容	担当当課
人権教育の推進	東京都の「人権尊重教育推進校」の指定を受けるとともに、市として実践・指導事例集を毎年発行し、授業の質の向上を図ります。人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進します。	指導室
人権啓発活動の推進	小学生に対して、思いやりの心や、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的として「人権の花」運動を実施します。また、いじめ等の人権問題を考え、相手への思いやりの心や生命の尊厳等を体得することを目的として、人権教室を開催するなど、人権啓発活動の推進を図ります。	市民安全課

②福祉教育の推進

事業名	取組内容	担当当課
福祉教育等の推進	児童生徒の思いやりの心や社会奉仕の精神などを育むため、福祉教育を推進します。また、市民センター等での各種講座を通じて、市民への啓発・広報を行います。	指導室 社会教育課
ノーマライゼーション理念と福祉意識の啓発	障がいのある人もない人も、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指し、ノーマライゼーション理念の理解促進に努めます。	地域福祉課 障がい者福祉課
保健福祉に関する学びの場	生涯学習講座などを通じて、地域保健福祉への関心や福祉意識の向上に努めます。	社会教育課

の提供		
障害者差別解消条例の周知	障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」にもとづき、障がいのある人の権利擁護等にかかる理念を浸透させ、障がいのある人に対する差別や偏見のない社会、共に社会の一員として、心豊かに暮らせるまちの実現に努めます。	障がい者福祉課
市内小・中学校への「認知症サポーター養成講座」の推進事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる「認知症サポーター養成講座」の普及・啓発の推進事業として、市内小・中学校で授業実施します。	高齢者支援課
児童の人権に関する理解の普及・啓発	ポスター・チラシの配布等の普及・啓発活動を継続するとともに、広報や子育てモバイルなどを活用し、市民に対する情報提供および広報の充実を図ります。	こども家庭センター

基本方針2 地域の居場所・活躍の場づくり

地域に愛着を持ち、地域福祉に対する関心を高めることができるよう、子どもから大人まで幅広い市民や当事者同士の交流の場・機会創出に取り組めます。

また、市民一人ひとりが地域の中で役割や生きがいを持って生活できるよう、社会参加に向けた支援を行います。

《基本施策》

①地域における交流機会の創出

事業名	取組内容	担当課
自治会の活動支援	自治会連合会との連携基本協定書にもとづき、活動や取組を積極的に支援します。	市民活動推進課
各種交流イベントの開催	お〜ちゃんフエスタやおうめ健康まつりなど、各種行事を通じて地域への関心や交流・ふれあいの機会づくりを進めます。また参加者の増加に向けた検討を進めます。	市民活動推進課 健康課 社会教育課 社会福祉協議会
地域、学校、行政が協働した取組の推進	地域、学校、行政が一体となったイベントなどの取組を進めます。	子育て応援課 市民活動推進課
地域活動の活性化と地域、学校、行政が協働した取組を推進するため、文化財の活用などに向けた連携事業の実施	文化財保護指導員等が老壮大学等への講師の奨励を行うとともに、旧吉野家住宅については、地元自治会等との連携を計りながら、活用計画を推進します。	文化課
地域住民等が集う拠点の整備	「青梅市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、自治会館開放事業と、地域の元気高齢者等が主催する子育て世代向けイベントなどの事業を組み合わせ、多世代が集い、交流を深める「おうめ版	子育て応援課 市民活動推進課

事業名	取組内容	担当課
多世代交流センター事業を進めます。		高齢者支援課
子ども食堂推進事業	「青梅市の子ども食堂連絡会」による行政と事業者の情報共有に努め、東京都の「子供食堂推進事業補助金」の活用を継続します。	子育て応援課
子育てひろば事業	中高生や高齢者との交流事業など、世代間交流や地域交流を行う機会づくりを進めます。	子育て応援課
地域づくり事業	介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施することで、属性に関わらず、地域住民を広く対象とし、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことができるように取組みます。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課

②当事者・家族同士の交流支援

事業名	取組内容	担当課
認知症家族会等への支援	認知症の人や介護する家族同士の集いの場を提供するなどの支援を行います。	高齢者支援課

③社会参加に向けた支援

事業名	取組内容	担当課
生活支援サービスの体制整備	ボランティアの養成や住民主体の通いの場の活動等生活支援の基盤整備のため、関係機関等と協議を進めるとともに、高齢者と地域の様々なサービスや社会資源とをつなぐ生活支援コーディネートを出、新たな社会資源の発見、サービスの創出、ネットワーク構築を図ります。	主担当課 高齢者支援課
障がい者の就労後の支援体制の整備	障がいのある人の就労後の職業定着支援や障がい者の就労拡大のための企業開拓に向けて、特別支援学校や関係機関等の連携を更に図り、継続した支援体制を整備します。	障がい者福祉課

音育きこちへ 支援事業	<p>様々な事情によって就学や就労、友人・知人との交友など社会的な参加の場面がせばまり、長期にわたって家庭にとどまり続けるといういわゆるひきこもりの状態になってしまっている本人やその家族に対して、相談や支援を行います。</p>	地域福祉課
シルバーマイスター制度	<p>優れた技能等を継承する活動を希望する方を「青梅市シルバーマイスター」として登録します。登録されると、市民の学習活動等の講師や指導者として推薦しますので、依頼のあった団体に技能等を広める活動をしていただきます。</p>	高齢者支援課
高齢者移動支援事業 【新規】	<p>外出の機会が減っている高齢者の移動に関し、介護予防に資する活動を行う場所へ送迎を行う事業を実施する団体に対し補助金を交付し、高齢者の地域における移動および地域活動への参加を促進し、介護予防の推進を図ります。</p>	高齢者支援課

基本方針3 見守り・防犯体制の充実

子どもから大人まで幅広く支援を必要とする人に対する見守り活動や日常的な防犯対策について、市民、民生委員・児童委員、青梅市社会福祉協議会をはじめ、団体や民間事業者との連携により見守りネットワークを充実します。

《基本施策》

①見守りネットワークの充実

事業名	取組内容	担当課
安否確認にか かる見守りネ ットワークづく り	東京都住宅供給公社や市内各事業者と安否確認にか かかる緊急時対応についての連携・協力に関する 協定を締結し、安全・安心なまちづくりを進めま す。	地域福祉課
見守り・助け合 いのネットワー クづくり	青梅市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と 連携し、地域での日常的な見守りや助け合いのネ ットワークづくりを進めます。	地域福祉課 高齢者支援 障がい者福 祉課 社会福祉協 議会
見守りネットワ ークにおける 企業等との連 携強化	見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間 事業者と連携し、日常業務における緩やかな見守 りを実施し、ネットワークを充実していきます。	高齢者支援 課
ひとり歩き等 に対応する見 守り・SOSネッ トワークの強 化	認知症高齢者等のひとり歩きによる行方不明の早 期発見に対応するため、警察や民間事業者等関係 団体、市民の協力による見守りのためのネットワー クの強化を図ります。	高齢者支援 課

②防犯対策の推進

事業名	取組内容	担当課
地域住民等と の協働による パトロールの 実施	市民の安全を守り、犯罪のないまちづくりを推進 するため、警察と連携し、地域住民、PTA等による 町内パトロール等を実施し、安全・安心なまちづく りを進めます。	市民安全課
防犯カメラの 整備	安全・安心なまちづくり推進地区にある自治会また は商店会等が設置した防犯カメラの維持管理を支 援し、公共空間における防犯のための見守り活動 を推進していきます。	市民安全課
	登下校時の児童・生徒の見守りを補完するため、通 学路および登下校区域に設置している防犯カメラ を適切に運用し、登下校時における子どもの安全 確保を図ります。	学務課
二次元コード 付き見守りシ ールの交付	認知症高齢者等の衣服や所持品に貼付ける二次元 コード付き見守りシールを家族に交付します。行方 不明時に発見者がシールの二次元コードを読み取 ると予め登録した家族の連絡先に通知され、掲示 板上で個人情報を介さず身体状況や保護場所等の 情報のやり取りができ、早期保護につながります。	高齢者福祉 課

音 基本方針4 快適なまちづくりの推進

「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」にもとづき、公共建築物や公共交通施設、道路、公園、住宅などのバリアフリー化、歩道の設置と段差の解消など、人にやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを促進します。

《基本施策》

①福祉のまちづくりの推進

事業名	取組内容	担当課
ユニバーサルデザインの考えにもとづいたまちづくりの推進	国の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(新バリアフリー法)」や「東京都福祉のまちづくり条例」、「青梅市福祉のまちづくり整備要綱」にもとづき、公共交通施設や公共建築物、道路、公園、住宅などのバリアフリー化を促進し、優しいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。	地域福祉課
市内バリアフリー化情報の提供	ハンディキャップを持つ人の外出や交流の促進を図るため、福祉マップの見直しを行い、適切な情報が得られるように努めます。	地域福祉課

基本目標 2 多様な主体による支え合い活動の推進

基本方針	基本施策
(1) 地域福祉活動の担い手となる人材育成	① 活動者・ボランティアの育成
(2) ボランティア等の社会福祉活動支援	① 活動継続に向けた支援 ② 社会福祉法人との連携強化
(3) 防災体制の充実	① 災害時に備えた連携体制の構築

■ 成果目標

項目	単位	現状値	目標値
地域活動に参加する人を増やす （「ほとんど」+「たまに」+「内容により」）	%	48.9	39.1
ボランティア経験のある人を増やす （「現在」+「以前」）	%	40.9	32.7

■ 活動指標

項目	単位	現状値	目標値
福祉人材育成を目的とした市民講座の実施	回/年	0	3
地域福祉の担い手を発掘するための会議の実施	回/年	0	20

■ 関連する SDGs



音 基本方針1 地域福祉活動の担い手となる人材育成

一人でも多くの市民が地域の支え合いや地域福祉活動に参加し、活躍できるよう、育成に向けた各種養成講座を実施します。

施、シンポジウムの開催【新規】	市民講座やシンポジウムを実施し、地域のニーズに 応えられる人材の育成に取り組めます。
-----------------	---

《基本施策》

①活動者・ボランティアの育成

事業名	取組内容	担当課
各種ボランティア養成講座の実施	相互の支え合いと秩序のある社会を目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、協調と責任ある行動をとることができる個人を育てるために、社会体験や奉仕活動、地域との交流活動等の学習機会の確保に努めます。	市民活動推進課
ゲートキーパーの育成	こころの健康づくりの充実を図るとともに、日常生活で悩んでいる人に声をかけ、話を聴き、見守る人(ゲートキーパー)の育成に努めます。	健康課
講習会や各種教室の開催支援	ボランティア・市民活動団体と協働して手話講習会等を開催します。各種講習会や教室等への市民の参加を通じ、地域の保健福祉に関わる人材の発掘・育成に努めます。	市民活動推進課
元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手の養成	元気な高齢者の新たな社会参加の一つとして介護保険の家事支援サービスを提供するおうち生活サポーターを養成します。	高齢者支援課
介護予防リーダーの養成	ボランティアとして地域の高齢者の体操教室等、住民主体の集いの場の立ち上げを担う介護予防リーダーの養成を行います。	高齢者支援課
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる認知症サポーターを養成します。	高齢者支援課
民生・児童委員協力員制度の活用	民生委員・児童委員の活動に協力しつつ、地域福祉活動を担う人材として期待される民生・児童委員協力員制度を活用します。	地域福祉課
市民講座の実	地域福祉の担い手の発掘や人材育成を目的とした	地域福祉課

基本方針2 ボランティア等の社会福祉活動支援

ボランティア団体や活動に対し、情報の入手、活動拠点に関する支援に取り組むとともに、社会福祉法人に対し、公益的活動の促進や人材育成、連携強化に取り組めます。

《基本施策》

①活動継続に向けた支援

事業名	取組内容	担当課
市民参加のボランティア活動の場の拡充等	青梅ボランティア・市民活動センターや市民センターなど、ボランティア活動の場の提供と活動場所の拡充に努めます。	市民活動推進課
ボランティア・市民活動グループの市民への情報提供	青梅ボランティア・市民活動センターのホームページで、各種ボランティア・市民活動グループの情報提供を行います。	市民活動推進課
高齢者のボランティア活動の支援	青梅ボランティア・市民活動センターにおいて、各種団体と連携・協力し、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる基盤整備を進めます。	高齢者支援課
民生委員・児童委員の活動支援	活動内容の軽減や活動しやすい環境づくり等の支援を行うとともに、行政等関係機関との連携を強化します。	地域福祉課

②社会福祉法人との連携強化

事業名	取組内容	担当課
社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進	社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進およびこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現に向けた検討を行います。	地域福祉課
福祉人材の確保・育成・定着に向けた総合的な対策	福祉活動専門員の充実および活動支援に努めます。	社会福祉協議会
青梅市社会福祉協議会との関係強化	青梅市社会福祉協議会との関係強化を図るとともに、連携・協働により福祉のコミュニティづくりと地域福祉の推進を目指します。	地域福祉課

音 基本方針3 防災体制の充実

災害時におけるボランティア活動の推進に向け、社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンターの設置、運営を行うとともに、民生委員・児童委員や社会福祉法人等との連携により、災害時の連携体制を強化します。

《基本施策》

①災害時に備えた連携体制の構築

事業名	取組内容	担当課
青梅市災害ボランティアセンターの設置、運営	災害時における効果的なボランティア活動を推進するため、協定にもとづき、青梅市災害ボランティアセンターの設置、運営を行います。	市民活動推進課
避難行動要支援者支援制度の推進	災害対策基本法および避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例にもとづき、制度に同意された方の名簿を作成し、地域の皆さんの御理解のもと、地域で災害時の支援ができる「地域の安全は地域で守る」体制づくりを行います。	防災課
	関係部局や関係団体等と連携し、避難行動要支援者への支援対策を検討するほか、個別避難計画の作成を推進します。また、自主防災組織等の安否確認訓練や避難支援訓練を通じ、支援実施体制の確立に努めます。	防災課
災害時協定締結による安心なまちづくり	障害福祉施設等と災害時協定を締結し、災害時における障がいのある人の安心なまちづくりを推進します。	障がい者福祉課
防災訓練の実施	災害などの危険から高齢者を守るため、防災訓練などを行います。また、訓練を通じて、危機管理体制の充実を図ります。	防災課 高齢者支援課

基本目標3 包括的な支援体制の整備・強化

基本方針	基本施策
(1)包括的な相談支援体制の充実	① 相談支援・コーディネート機能の充実 ② 相談窓口の強化
(2)複合化した地域課題を解決するための体制づくり	① 分野横断的な連携体制の構築 ② 複合課題や制度の狭間への対応
(3)サービス提供事業者への支援等	① 制度の周知・普及 ② サービスの質の向上
(4)権利擁護や成年後見制度の推進	① 権利擁護の推進 ② 虐待防止対策の推進

■ 成果目標

項目	単位	現状値	目標値
困っていることがある人のうち、「相談していない」人を減らす	%	66.2	52.9

■ 活動指標

項目	単位	現状値	目標値
福祉総合相談窓口の設置数	か所	0	11
支援会議または重層的支援会議の実施	回/年	0	20
支援プランの策定	件/年	0	10
法人後見受任件数	件/年	14	20

■ 関連するSDGs



基本方針1 包括的な相談支援体制の充実

子どもから大人まで複雑化・複合化する福祉ニーズに対し、相談を受け入れ、コーディネートできる機能の充実に取り組むとともに、各相談窓口の機能強化を行います。

《基本施策》

①相談支援・コーディネート機能の充実

事業名	取組内容	担当課
民生委員・児童委員の適正配置	民生委員・児童委員は、市民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行っています。地域福祉の向上に向けて、民生委員・児童委員の適正配置に引き続き努めます。	地域福祉課
身近な福祉総合相談窓口の設置【新規】	11か所の各市民センターに福祉総合相談窓口を設置し、地域福祉コーディネーターを配置します。複雑化・複合化した相談に対応するとともにアウトリーチ等を行っていく一方、地域住民等と一緒にやって地域づくりを行います。	地域福祉課 市民活動推進課
包括的な相談支援体制の構築	地域福祉コーディネーターが、民生委員・児童委員、自治会、福祉活動専門員等と連携し、新たな社会資源の発見や地域課題の把握を行うネットワークの整備や包括的な支援体制の構築に向けて、青梅市社会福祉協議会と協議を進めます。	地域福祉課 高齢者支援課 市民活動推進課 社会福祉協議会
包括的相談支援事業	相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け入れ、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供等を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども家庭センター

②相談窓口の強化

事業名	取組内容	担当課
相談体制の充実	障がいのある人、家族、地域の住民からの相談に対し、公的機関、専門機関や地域の民生委員・児童委員と連携し、相談支援体制の強化・充実に努めます。	障がい者福祉課
	子育てに関する情報提供の一層の充実を図るとともに、総合的な相談窓口の充実に努めます。	子育て応援課 こども家庭センター
	子どもや若者が、本来大人が担うとされている家事や家族の世話などを担っているヤングケアラーの負担を解消するために、関係機関と連携を図りながら、ヤングケアラーについての周知と相談体制の充実に努めます。	こども家庭センター
	出産年齢の高齢化、少子高齢化、核家族化などを背景に、子育てと同時に親の介護を担うダブルケアラーの負担を解消するために、関係機関と連携を図りながら、相談体制の確立に充実に努めます。	こども家庭センター
	健康づくりのための情報提供を充実させるとともに、生活習慣病の予防や改善に向けた相談体制の強化に努めます。	健康課
	将来の妊娠・出産に備える若い世代の健康管理等にかかる情報提供および相談・支援の充実に努めます。	健康課 こども家庭センター
	思いがけない妊娠等出産・育児に悩む母親に対し、児童虐待の予防につなげることも留意し、妊娠期からの相談体制の充実に努めます。	こども家庭センター
	様々な問題や不安を抱えるひとり親家庭の不安を解消するため、各関係機関と連携を図りながら相談・支援の充実に努めます。	子育て応援課
	様々な福祉ニーズの相談に対応できる職員(地域福祉コーディネーターを含む。)を育成する研修を実施します。	地域福祉課

基本方針2 複合化した地域課題を解決するための体制づくり

子どもから大人まで複雑化・複合化する福祉ニーズや、制度の狭間の問題等、個人や世帯の抱える課題に寄り添いながら、必要に応じてアウトリーチ、伴走型による支援、多機関の協働による支援を行う体制を構築します。

《基本施策》

①分野横断的な連携体制の構築

事業名	取組内容	担当課
障がい者の地域生活支援拠点の整備 【新規】	障がいのある人の重症化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障がい児者やその家族が安心して生活するための、地域生活支援拠点等の整備を検討します。また、総合相談、専門相談・権利擁護・地域移行等、相談支援の中核的役割を担う機関として、基幹相談支援センターを整備します。	障がい者福祉課
在宅医療・介護連携推進事業	地域の医療機関、介護事業所等の住所、連絡先を把握し、これまでに把握している情報と合わせてリストを作成し、市民および地域の医療、介護関係者間の連携等に活用します。	高齢者支援課
切れ目のない在宅医療と介護サービスの提供体制の構築と推進	地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築に取り組みます。	高齢者支援課
保健・医療・福祉・介護の連携強化	保健・医療・福祉・介護との連携を強化し、効果的で効果的なサービスの提供が行われる体制を充実します。	高齢者支援課
福祉・保健・医療と他分野との情報連携	他分野との連携・情報交換を進め、個別窓口で総合的情報提供ができるように努めます。	地域福祉課

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業について、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業を一体的に実施します。	保険年金課 健康課
児童発達支援センターの整備 【新規】	障がい児に対する地域支援体制を構築するため、支援の中核となる児童発達支援センターを整備します。	障がい者福祉課
多機関協働事業 【新規】	受け入れた相談のうち、解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行うことにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応します。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 子育て応援課 こども家庭センター

②複合課題や制度の狭間への対応

事業名	取組内容	担当課
要援護者の二一把握	地域包括支援センターのソーシャルワーカーや民生委員・児童委員との連携を通じて、地域の要援護者の二一把握に引き続き努めます。	主担当課 高齢者支援課
認知症初期集中支援推進事業	本人の拒否等から医療や介護のサービスに結びついていない認知症または認知症の恐れのある40歳以上の市民を、適切なサービスの安定的利用につなげる支援を行います。	高齢者支援課
罪を犯した人の社会復帰への取組	犯罪をした者および非行のある少年の改善更生を図るため、保護司またはその関係団体との連携を密にし、社会復帰への取組に努めます。また、保護司と連携し、「社会を明るくする運動」の推進を図ります。	地域福祉課
生活困窮者自立支援事業	自立相談支援、住居確保給付金の支給、家計改善支援などの生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の	生活福祉課 音声センター

音声コード 就労支援の実 施等	促進を図ります。	生活福祉課
実施体制の確 立と専門職員 の活用	労働市場への積極的な再挑戦を可能にするよう、ハローワーク等と連携した就労支援を促進します。 多様化する相談内容に応じたサービスを提供するため、専門相談員等の活用を図り、実施体制の整備に努めます。	生活福祉課
生活保護制度 の適正実施	援護を必要とする世帯の実態とニーズを把握し、生活保護制度の適切な運用を図ります。	生活福祉課
住宅確保等、 住まいに関す る相談・支援	定期的に住宅相談会を開催し、市民の安全で安心できる快適な住まいづくりのために、適切な助言を行います。 また、住宅確保配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の支援を行う制度を検討します。	住宅課
自殺対策の推 進	自殺対策は「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組により、誰もが「生きることの包括的な支援」として必要な支援を受けられるようにすることが重要です。自殺には多様かつ複合的な原因・背景があることから、保健・医療・福祉・教育・労働その他の関係施策・関係団体との連携強化を図ります。	健康課
被保護者の社 会的、経済的 な自立への支 援の強化促進	自立・就労支援のための活用すべき自立支援プログラムを活用し、支援に努めます。	生活福祉課
生活福祉資金 等の各種制度 の周知	必要最低限の生活を保障するセーフティネットとしての役割を果たせるよう、各種制度の周知を図ります。	地域福祉課
アウトリーチ等 を通じた継続 的支援事業 【新規】	地域社会からの孤立が長期にわたる地域住民に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供および助言等の提供を包括的かつ継続的に行います。	地域福祉課
ひきこもり問 題に関する相 談支援事業	ひきこもりの問題を抱えている本人、家族等からの相談に対し、ひきこもり支援事業委託機関等と連携を図ります。地域の民生委員・児童委員からの連絡や相談に対して、調整を図ります。	地域福祉課
こどもの貧困 対策	「青梅市子どもの貧困対策庁内連絡会」による指標分析を進めるとともに、「子ども・子育て支援事業	子育て応援課

ヤングケアラ ー対策事業	計画」にもとづき施策の推進を図ります。	子育て応援課
	社会的認知度の向上のため市民への周知を進めるとともに、庁内連絡会を開催し、関係各課の情報共有および連携による相談体制の強化を図ります。	

青梅市再犯防止推進計画

犯罪をした人の中には、貧困や疾病、障がい、薬物への依存、家庭機能不全、学校の中退・退学など様々な生きづらさを抱えている人がいると指摘されています。

また、高齢者や障がいのある人、住居や就労先を確保できない人などが罪を犯し、十分な支援を受けられないまま再度犯罪に手を染めてしまうことも見受けられています。

そのため、地域と一体となって犯罪の未然防止に取り組むとともに、犯罪をした人が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、就労や住居の確保のための支援や、相談支援、地域との連携による支援体制を構築することを目指します。

①就労・住居確保に向けた支援

住宅確保要配慮者に対する住まいの確保に向けた情報提供に努めるとともに、就労に向けた支援を行います。

②福祉・保健医療サービス利用促進

犯罪をした人のうち、高齢者や障がいのある人など複合的な要因により自立した生活を営むことが困難な状況になっている人に対し、福祉サービスの利用支援等、適切な支援を行います。

③児童生徒の非行防止

要保護児童に対し関係機関との連携により適切な見守り・支援を行うとともに、青少年の健全育成に向けて、社会全体で行う子育て支援のあり方を広く啓発します。

④更生保護にかかわる団体等への支援・連携強化

保護司会をはじめとする更生保護団体や施設、関係団体の活動を支援するとともに、一層の連携強化を図ります。また、保護司の担い手不足の解消や活動場所の確保に努めます。

⑤更生保護に関する広報・啓発活動の推進

更生保護や再犯防止に関する取組の周知を行い、市民の再犯防止施策に関する理解を促進します。

音 基本方針3 サービス提供事業者への支援等

子どもから大人まで市民が必要な支援を適切に利用することができるよう、サービス内容や制度の周知・普及に努めるとともに、サービスの充実や質の向上を図ります。

《基本施策》

①制度の周知・普及

事業名	取組内容	担当課
保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が保健福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	介護保険課 高齢者支援課 健康課
障がい福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及	市民が障害福祉に関する各種制度や事業等に関心を持ち、制度や事業等の内容の理解が進むよう、これらの周知・普及に努めます。	障がい者福祉課
福祉サービス情報の開示	契約制度の中で、事業者情報が利用者の自己選択に役立つよう、「介護サービス情報の公表」をはじめ、公開されている情報の周知を図ります。	介護保険課 高齢者支援課
情報機器の活用促進	年齢や障害の有無に関係なく、全ての市民が同じように情報機器を活用して、情報収集や活用などができるよう、学習機会の周知、音声コードの普及等に努めます。	障がい者福祉課
出産・子育て情報の提供	スマートフォンを活用した子育て支援情報を提供する子育てアプリ「ゆめうめちゃんの子育て・予防接種ナビ」の運用等により、子育てに関する情報提供を充実します。	子育て応援課 健康課 こども育成課
共生型サービス制度の普及等	障害福祉サービスの生活介護や自立訓練等を提供する事業所が、介護保険の地域密着型通所介護サービスを提供可能とする、共生型サービスの制度の周知に努めます。	介護保険課
障害基準該当サービス事業者登録制度の普及等	障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供可能とする、障害基準該当サービス事業者登録制度について、制度の普及、事業者登録に努めます。	障がい者福祉課

②サービスの質の向上

事業名	取組内容	担当課
事業者への指導検査の実施	社会福祉法人の指導検査を継続するとともに、介護、障害および保育の各事業者への指導検査を実施します。	地域福祉課 障がい者福祉課 こども育成課
福祉サービス第三者評価の普及促進	地域密着型サービスについては福祉サービス第三者評価の受審を指導し、サービス向上を図るとともに、地域密着型サービス以外についても受審を指導し、サービスの向上を図ります。	介護保険課 障がい者福祉課 こども育成課
サービス提供の充実	要支援・要介護認定を受けた高齢者が、質の高いサービスを受けることができるよう、介護サービスの基盤整備に努めます。	介護保険課
ひとり親家庭へのサービスの充実	障害福祉サービスの充実のため、既存の事業者の育成および新規事業者の誘致などにより、サービス提供事業者の安定確保に努めます。 子育て支援サービス、保育サービスの充実を図ります。	障がい者福祉課
ひとり親家庭へのサービスの充実	ひとり親家庭の生活の安定を図るために、ホームヘルプサービス事業を推進します。	子育て応援課 こども育成課
ひとり親家庭等の自立支援の推進	ひとり親家庭等の自立のためハローワークと連携した、自立支援プログラム事業を継続実施するとともに、資格の取得や教育訓練実施に対する支援を行います。また一般社団法人日本シングルマザー支援協会と連携し、「ひとり親家庭サポート講座」や「訪問相談支援事業」を実施します。	子育て応援課
生活支援サービスの充実	在宅での生活を総合的に支援する観点から、生活支援サービス・介護サービスとの適切な連携・調整を図ります。 相談支援や障害福祉サービス、保健福祉サービス、保健・医療、障がい児保育・教育の充実を図ります。	高齢者支援課 介護保険課 障がい者福祉課

基本方針4 権利擁護や成年後見制度の推進

認知症や知的・精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人の財産や生活、権利を守り、適切なサービス利用ができるよう、成年後見制度の利用促進に努めます。

また、「子どもの権利条約」や「青梅市虐待・配偶者暴力の防止に関する条例」にもとづき、児童・高齢者・障がい者等における権利を保障するとともに、虐待の防止や早期発見、早期対応に向けた体制の強化に取り組めます。

《基本施策》

①権利擁護の推進

事業名	取組内容	主担当課
権利擁護の推進	高齢化社会の進行する中、誰もが人権を尊重し合い、尊厳をもって安心して暮らせるよう、青梅市社会福祉協議会と連携し、権利擁護事業の推進を図ります。また、身寄りがなく、経済的負担が大きい市民に対しては、市が審判申立てや後見人報酬の費用助成を行います。	地域福祉課
成年後見制度の利用促進 ※詳細は●ページ	青梅市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用を促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 生活福祉課
	制度の周知・啓発、相談事業の実施、利用促進などについて、既存の成年後見制度推進機関の活用を継続するとともに、地域ネットワークが担うべき機能の整備・充実に向け、社会福祉協議会と協議を進めながら、検討します。	地域福祉課 社会福祉協議会
	法人後見については、経済的な理由から適切な成年後見人等を得られない市民の後見人等を社会福祉協議会が受任し、支援を行うほか、今後法人後見が増加することを見込み、社会福祉協議会以外に受任できる法人を募集します。	
	市民後見については、市民後見人の育成支援に取	

り組みます。

②虐待防止対策の推進

事業名	取組内容	主担当課
高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため、各関係機関等との連携を図り、一層の体制整備に努めます。「青梅市高齢者虐待ネットワーク連絡会」をはじめ、関係機関との連携により、虐待の予防と早期発見に取り組めます。また、関係機関へ虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	高齢者支援課 介護保険課 高齢者支援課
児童虐待の防止や対応に向けた体制の充実	増加する児童虐待ケースを含めた事例に対応するため、引き続き相談体制の充実と関係機関の連携の強化に努めます。	こども家庭センター
障がい者虐待の防止や対応に向けた体制整備	障がい者や配偶者の虐待の防止、早期発見・早期対応のための体制の整備強化に努めます。	障がい者福祉課
被害に遭った子どもの支援	児童虐待などの被害に遭った子どもに対し、カウンセリングなどの支援を行います。また保護者に対しては、家庭環境の改善に向けた指導・支援を行うとともに、学校や児童相談所、医療機関などの関係機関と、再発防止に向けた連携を充実させます。	健康課 指導室 障がい者福祉課

青靑梅申成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人の財産や生活、権利を守る重要な制度です。

制度の利用を考慮すべき人や権利擁護支援の必要な人が、継続して尊厳のある本人らしい生活を送ることができるよう、地域の気づきを促す制度の普及啓発や、サービスの利用支援、市民後見人等の育成とともに、それらを地域の多様な主体が連携して一体的に推進する、地域連携ネットワークの強化に取り組めます。

また、成年後見制度の利用促進に当たっては、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという、重層的支援体制整備事業と共通点を持っており、双方を効果的に推進するため、関係する部局や支援関係機関の相互理解にも努めます。

①広報機能・相談窓口の充実

市民の制度に対する理解を深め、メリットが実感できるよう、成年後見制度の周知、啓発に取り組めます。また、成年後見制度の利用に関する相談や手続などの支援を行います。

②後見人の養成および活用支援

制度利用の需要増加が見込まれる中、利用する方が多様な選択ができ、安心して制度を利用できるよう、法人後見事業や市民後見人の育成支援に取り組めます。

③地域連携ネットワークの構築

権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなぐことができよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を進めます。

また、支援関係者がチームとなって被後見人等を見守る体制を構築し、本人の意思が尊重され身上に配慮した権利擁護支援が適正に行えるよう努めます。

第4章 取組事例

- ※民生委員・児童委員、自治会、高齢者クラブの活動事

例の紹介等も盛り込む予定。

第3編 高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画

第1章 高齢者保健福祉・介護保険事業を取り 巻く現状と課題

その他統計、アンケート結果、現行計画の評価を取りまとめ、課題を掲載。

第2章 計画の基本的な考え方と施策体系

計画の理念、基本目標、施策体系を掲載。

【現行の基本理念】

福祉が充実したまち

第3章 取組内容

体系に沿って、施策を記載

第4章 介護保険サービスの事業量見込みと介 護保険料の設定

第4編 障害者計画・障害福祉 計画・障害児福祉計画

第1章 障害者・児福祉を取り巻く現状と課題

その他統計、アンケート結果、現行計画の評価を取りまとめ、課題を掲載。

- サービス等の見込量およびその確保策

音声コード

資料編

第2章 計画の基本的な考え方と施策体系

計画の理念、基本目標、施策体系を掲載。

【現行の基本理念】

味わいのある人生を歩もう

～だれもがその人らしく暮らせる共生のまち青梅～

第3章 取組内容

体系に沿って、施策を記載

第4章 障害福祉・障害児福祉サービスの事業

量見込み

1 障害福祉計画

- 成果目標の設定
- サービス等の見込量およびその確保策

2 障害児福祉計画

- 成果目標の設定

音声コード